

共和国法院の創設とフランスにおける 閣僚責任制の転換

三 上 佳 佑

- 1 はじめに
- 2 1993年憲法改正の前史
 - (1) 大統領中心主義と閣僚責任原理
 - (2) 政治司法の機能不全
 - (3) 破毀院刑事部における閣僚責任の放擲
 - (4) 小 括
- 3 1993年憲法改正による共和国法院の創設
 - (1) 訴追手続の脱政治化
 - i 提訴の段階における議会関与の排除
 - ii 裁判における「主権的性格」の排除；不服申し立ての認容
 - (2) 脱政治化の不完全な実態
 - i 裁判機関の極めて政治的な構成
 - ii 私訴原告人となることの申し立ての否定
 - iii 議員免責特権との関係
- 4 今後の展望
 - (1) より一層の「司法化」へ？
 - (2) 転換期における共和国法院制度の意義

1 はじめに

フランスにおいては、「司法制度」なるものを観念し得ず、ただ「裁判制度」のみを観念し得る、との指摘が、我が国のフランス法研究者から提示されている⁽¹⁾。これは、日本とは異なり、フランスの裁判機関が司法系統に留まらない様々な系統に属している事情を汲み取ったものである。そして、本稿における検討対象も正にその意味での「裁判制度」に関するものである。本稿が検討対象とする、閣僚責任の具体的な制度的担保の在り方は、確かに裁判としての外貌を持つものの、所謂「司法」とは相当の距離を持つからである。

「閣僚の責任」に関しては、過般来のフランス政治・公法思想も、現今のフランス政治制度も、政治・刑事二種のものを認めている。前者に関しては、些か不明瞭な点が少なくは無いものの、一応バンジャマン・コンスタン以来、この分野に関するディシプリンの根底におかれてきた政治—刑事の、一応の、閣僚責任二分論である⁽²⁾。対して、後者に関しては、議院内閣制の枠を規定し、また、閣僚の刑事責任に関しても言及する1958年憲法の条文を一読すれば了解される。本稿は、閣僚の刑事責任に関する、今日的な制度的担保の問題を扱う。即ち、1993年憲法改正によって創設された共和国法院 Cour de justice de la République が、本稿の検討に付される主題である⁽³⁾。

公権力を有する主体—無論、本稿が検討対象とする閣僚などはその最たる例であろう—が、自らの権力行使に対して何等の責任も負わないとしたら、そこに民主制が存在するとは言えない⁽⁴⁾。議院内閣制における閣僚責任の論理が政治責任の論理をもって本筋とすること、それが議場における討議という政治生活の中で展開していくという事実は半ば常識的事柄に属していると云えよう。対して、閣僚責任の論理及びそのサンクションの態様としての刑事責任が占める地位は、飽くまでも例外として捉えられるべきものである。閣僚責任論における王道としての政治責任に対して、閣僚の刑事責任は、特殊

な性格を持つ扱いにくい原理として学壇から認識され、公法学上の主題としては些かマージナルなものとして認識されてきた。⁽⁵⁾しかし、今日のフランスでは、閣僚責任を刑事的論理の下で思考する傾向や、閣僚責任を何らかの司法的な枠組みの中で担保する制度への関心が非常に高まっている。本稿が検討対象とする共和国法院という裁判機関も、通常司法の系統に属さない、憲法上の特別の裁判機関でありながらも、閣僚が職務遂行上為した行為を、「軽罪」ないし「重罪」という法的評価によってサンクションする一つの「司法的な」制度枠組みである。イギリス憲政史の遺産であるインピーチメントを19世紀初頭に継受して以来、フランス憲政史は「高等院 Haute Cour」による「政治司法 Justice politique」を強固な伝統としてきた。共和国法院もかかる伝統の流れを汲む制度である。しかし、その伝統の破壊者としての性格も持つ点では、フランス政治司法の「成れの果て」であるとも云える。

本稿は、先ず、本来であれば例外的な原理であるはずの閣僚の刑事責任が今日広汎に要請されるに至った経緯を素描し、検討する。次いで、本稿における主たる作業として、共和国法院制度の内容を検討することにより、大きな革新性と一定の守旧性という、同制度の基本的性格における二面性を指摘する。最後に、閣僚責任に関する今日のフランス憲政、およびフランス公法学の一般的情况の中で、共和国法院と云う制度が有する意義について若干の検討を試みる。

2 1993年憲法改正の前史

以下では、1993年憲法改正が醸成された文脈について素描する。閣僚の刑事責任という例外的論理に確固たる席次を与えた憲法改正は、如何なる事情を背景として成立したのか。この問いに対する検討は、同改正の精神を解釈する上でも、同改正と共和国法院制度の内実と限界とを知る上でも、意義がある筈である。

(1) 大統領中心主義と閣僚責任原理

既述した通り、閣僚の責任原理における王道は、政治責任の追及に在る。そうしてみれば、本稿の検討対象が置かれた文脈は、自ずから、王道たる政治責任原理の不在あるいは機能不全を前提とするものである。そして、より精確を期せば、第五共和制と云う体制が予期するところの特定の政治責任原理—執行権の安定性と答責性を担保するための大統領中心主義—の機能不全を前提とするもの、である。

周知の通り、第五共和制の初志とも云うべきものは、第三共和制以来の政治的退嬰主義 immobilisme⁽⁶⁾に終止符を打つことであつた⁽⁷⁾。ドゴールの強力なイニシアチブの下で形成された体制構想が議会制を合理化し大統領中心主義を指向するものであつた限りで、権力も、その行使に対する責任も、共和国大統領に集中するのが道理である。ドゴールの政治運営については確かに毀誉褒貶相半ばするところではあるが、しかし、半ば独裁的ともいえる政治は、フランスの対外的独立と経済成長とを強力に実現する多大な功績を残しつつ⁽⁸⁾、しかも、政治の節目節目に行われたレフェレンダムによって、常に新鮮な民主的正統性を供給されていた。しかも、これに加えてドゴールによる民主政運用の真面目は、単なる権力正当化の用具に留まらず、1969年に一つのモナルコマキを実現することで、首尾を一貫させたところにある⁽⁹⁾。つまり、ドゴールによる責任は responsibility であり、liability であつたのであり⁽¹⁰⁾、そこでの責任運用は一決して全き理想形態ではないものの一御都合主義的なものではなかつたと云わなければならない。

したがって、重要なことから、1958年の体制が「大統領中心主義」を以て権力と責任との連関に関する一つの公定見解とし、しかもそれが正常に機能している限りでは、本稿の検討対象たる「閣僚責任」は、主題化する契機に乏しかった筈だということである⁽¹²⁾。それ故、本稿の主題は、ドゴールの後を襲ったジョルジュ・ポンピドゥー以降の共和国大統領によるポスト・ドゴール期第五共和制という格別の文脈の上に位置する問題であり、「1958年憲

法それ自体」の問題とは、必ずしも同じ問題ではない。

大統領中心主義という1958年の精神は、共和国大統領が掛け値なしの「アーチの要」として機能したドゴール期においては、まさに所を得ていた。「植民地問題からの離脱」「核保有によるフランスの軍事的地位の向上」「フランスの地位保全の上での欧州連合体」等々、⁽¹³⁾「ゴリスム」と総称されるフランス政治生活は、1958年の精神の忠実な発露に他ならない。経済・内政問題に関しても、首相選任の手続等を介し、強力な権力と責任とを以てディリジズムが展開されたのである。1958年憲法は共和国大統領の無答責原則を規定しているが、ことドゴール期の共和国大統領の地位に関して、この原則を額面通りに受け取るのは適切ではない。国家元首無答責原則の採用は近代憲法において広く見られる現象であるが、この原則が然るべく妥当するのは、飽くまでも国家元首の象徴的・名目的性格という歴史的な脈絡が現在する限りにおいてである。1958年憲法における国家元首は強力な実権主体であり、同憲法第2章の列挙する権限規定が雄弁に語って余りある。つまり、かかる実権主体と国家元首無答責原則とは全く平仄の合わない採り合わせである。⁽¹⁴⁾確かに、現に1958年憲法に67条が存在してきたのは事実である。加えて、例外的責任事由として規定されていた「国家反逆罪 Haute Trahison」⁽¹⁵⁾が法的定義の不明確さと発動要件の厳格さとが相俟って有名無実化してきた結果、無答責原則に説得力を与えてきたのもまた事実である。しかし、直接公選による共和国大統領が、他の、ある特定の統治機関に責任を負わないという発想ならば肯定され得るにしても、対人民責任が求められなければならないという発想は必至である。そして、ドゴール期には、責任に関するこの種の発想が現実にも力を持ち、当然のものとして権力担当者によって解釈され、実際に機能する。然る以上、共和国大統領は責任主体であったのであり、ドゴール期には政治責任が存在しなかったという発想も、或いはそもそも第五共和制は政治責任と無縁の体制であるという発想も、何れも正しくない。「もともとは存在した政治責任が失われてしまった」という認識こそが

正しい。外政はもとより内政に関しても、ドゴール期におけるフランス政治生活の権力と責任とは、共和国大統領と云う一点に収斂していたのである。副署を必要としない大統領行為によって首相が選任されている以上、国家元首無答責一名目的国家元首像は顔色を失い、最早、権力も責任も散乱することなく、その焦点は明確なのである。⁽¹⁷⁾

しかし、1970年以降、第五共和制は大きく変容する。ドゴールの引退によって、第五共和制フランスには、1958年の精神を体現する様な操縦手＝共和国大統領は最早存在しなくなる。別格のカリスマ性を持っていたドゴールとは異なり、後継者たちは、自ら責任を負うことに弱腰であり、従ってその権限行使の正統性も弱体化していかざるを得ない。ドゴールによって、謂わば統治の王道であるかの如く運用されていたレフェンダムは、極めて大きな⁽¹⁸⁾ 相対化を被った。対人民責任を自覚しない後継者たちは、権力と責任との弱体化のメルクマールとも云えるコアビタシオン現象を現出させるに至った。「第五共和制における共和国大統領像」なるものは想起し得ず、ただ「共和国大統領ドゴール」と「ドゴールの後継者たる共和国大統領」とを想起し得るのみである。⁽¹⁹⁾

当初想定されていた責任主体の消滅に伴い、1958年憲法が定める責任のシステムとしては、「政府」及び「閣僚」に関するそれがクローズ・アップされざるを得なくなる。そこでは、ドゴール期第五共和制が、フランスに「政治の安定」と「経済の成長」を実現させた正の遺産であるはずの「多数派情況 fait majoritaire」の、謂わば負の効果が問題となる。転倒した一元的議院内閣制 monisme inversé の問題である。或いは、コアビタシオン期における、権力と責任との散乱の問題である。

第五共和制における首相は、第四共和制以来の首相職の制度化を受けて、とりわけ憲法第49条による信任問題の提起権などを通じた首相への実権付与を確固たるものとしている。この様な憲法制度上の背景に加えて、多数決二回投票制による選挙方式は、多数派情況と組織政党の誕生を現実のものたら

しめ、更には、oui か non かを問うドゴールのカリスマ的パーソナリティを通じて、フランス政治・社会生活において、大まかな二極分化が現実のものとなり、政治権力の安定性を強力にバック・アップすることに繋がった。⁽²⁰⁾この様な事情の下で初めて、首相は、憲法第8条2項によって、政府の統率を⁽²¹⁾実効化できる。政府の連帯を乱す閣僚を首相は罷免出来、閣僚は辞職によってのみ政府の連帯を否認するードゴール期第五共和制に至って初めてフランスにその成立基盤が現出したこれらの事情が当然視されて初めて、議院内閣制はそのスムーズな作動が保障される。なるほど確かに、政府の均質性・連帯性の確保は、内閣及び閣僚の政治責任の実効化には有利である。

しかし、内閣の対議会政治責任に関する1958年憲法第49条は、「責任」という表現から想起し得る圧力を内閣に対して發揮することは出来なかった。

第一に多数派情況という現実が、下院に対する内閣の責任問題に実を与えるのを許さなかったのである。憲法第49条1項・3項に内閣が訴える場合というのは、責任「追及」の場面ではなく、内閣の政策への「信任・追認」の場面に外ならなくなり、倒閣にまで至る可能性は殆ど皆無となった。⁽²²⁾第二に、「合理化された議会制」を定める1958年憲法と議会規則の制度が、内閣不信任の手続を、内閣にとって有利な形で限定化していた事情も重大であった。⁽²³⁾不信任動議に対する賛成票のみが数えられたうえで、国民議会議員の過半数の賛成によらなければ不信任動議が採択されないという条件に加えて、同一議員の同一会期中における不信任動議提出回数⁽²⁴⁾の制限、動議への必要最低署名数の規定等によって、不信任動議の数それ自体の抑制が図られていた。憲法第34条の1における決議 *résolution* を政府への圧力手段として用いるべく、憲法規定の空白を利用することが上下両院によって試みられたことがある。つまり、第49条の外で政府の責任を問い、政府に圧力をかけるルート⁽²⁵⁾の模索である。しかし、この目論見は、上下両院ともに関係する議院規則が憲法院の合憲性審査を通過しなかったことにより潰えてしまった。なるほど、野党によって不信任手続が試みられる情況は、下院における法案審議

の内実を深化させる可能性があるなど、政治的マニューバとして一定の意義が認められる余地は残されている。しかし、最早倒閣にまで至る可能性が殆ど期待し得ないとすれば、「不信任手続きとは、空騒ぎにすぎない⁽²⁶⁾」という見方を否定することは出来ないであろう。

つまり、第五共和制は、政府と体制の安定性と云う至上命題と引き換えにする形で、議会に対するものとしての執行権の責任を失ったのである。議会に対する責任という概念は常に語られるが、その癖、常に不在である—ジョルジュ・ビゼーの傑作「アルルの女」にアルルの女が登場しないことにかけて洒落がフランス議政研究の泰斗によって語られるが、なるほど、首相が自らの信任問題について、議会多数派の裏付けがあるときにしか行使しない以上、きわめて見やすい道理である。制憲過程では、第49条1項を「義務 *devoir*」規定とするか、「権能 *faculté*」規定とするかで揺れたが、決着はつかず、その後の多数派状況下の政治運用によって、専ら「権能」として確認されることになった⁽²⁸⁾。

そして、斯様な内閣の対議会責任不在の状況を受けて、転倒した一元的議院内閣制が体制の原理となっていく消息は明確である。

1958年憲法制定における一元的議院内閣制採用の経緯は些かのジレンマに満ちたものであり、例えば「共和国大統領」ルイ・ナポレオン・ボナパルトが「フランス帝国皇帝」ナポレオン3世となった自国の歴史と、第三・第四共和制の如き、内閣の議会に対する責任の強調が責任から従属へと転化した事実とを、接排することが懸案であった。1958年憲法法文が、内閣の対議会責任のみを規定して居ながら、「内閣が議員の寄せ集めになることを欲しない限り、立法府によって執行府が生成されるのは避けなければならない⁽²⁹⁾」とするドゴールの意図の下、内閣の連带的、閣僚の個人的責任は、国家元首に対して負われるのが半ば原則化し、下院に対して負われる場合は例外的なものとする思潮が存在した。対下院・対大統領の内閣の二重の責任性の否定と対下院責任への一本化が政府委員をはじめとする要職者から繰り返されて

いた制憲期において、憲法第8条に「下院の不信任決議を条件とする」という但し書きを付さんとしたマルセル・ワリーヌの提案が却下された事実も、上記の事情を物語るものとして捉えられよう⁽³⁰⁾。

対議会責任の形式性に対して、共和国大統領に対する内閣の責任の実体性は、以下の三つの事情の存在によって、肯定される。第一に、共和国大統領による政府構成員への罷免権の存在、第二に、首相と閣僚が共和国大統領と協働する形でのみ国家統治の実をあげられること、第三に、首相以下閣僚が共和国大統領への「従属」のみならず、「実権」を有していること、である。第三に関しては、共和国大統領の少なからぬ行為に関して首相と主任大臣の副署が要求されていること、重要政策に関する共和国大統領と首相以下閣僚との間での見解の不一致が、かかる副署制度を介して、窮極的には後者の辞職乃至罷免という形で解消されること、に鑑みると、後者の前者に対する「従属」ならぬ「独立」性の担保がなされていると観ることが出来る。以上から、首相以下内閣の対大統領責任に関しては、対議会責任とは異なって、その実在が確認できるのである。

とはいえ、内閣の対議会責任が不在であれ内閣の対大統領責任が存在するからポスト・ドゴール期第五共和制は民主政の生理であるという見方は、適当でない。何故なら、統治機構と人民とを繋ぐ結節点であるはずの共和国大統領が、ドゴール期に存在していた強力な民主的正統性を失っている以上、国家統治機構の最上層部から人民に至る民主的正統性の円環が、スムーズな循環を失っているからである。責任を負わない共和国大統領に首相以下内閣が責任を負っているとしても、それを以て民主政の常態と呼ぶことは憚られよう。

更に深刻なのは、コアビタシオン期における執行権行使と責任帰属の複雑な事情を巡る問題である。確かに第五共和制はその初期において、執行府双頭制に対応した権限—責任帰属の一個のドクトリンを成立させた。それ以来、外政は共和国大統領、内政は首相、という、大まかだか、概ね順守され

てきた棲み分けが現在してきたのである。しかし、執行府双頭制の内部で常に猜疑と緊張とが支配するコアビタシオン期においては、事態はスムーズに運ばない。1994年6月に、当時の首相バラデュールが、外交政策は首相の権限領域に属するものだと明言した結果、ミッテラン大統領の激しい反発を買った事例は、問題情況の発作的な高まりを示している。コアビタシオンは、ある特定の政策領域に関して、最終的な決定権者は誰かと云う問題を不明確化させるが、これは、それら政策に関する責任者が誰かと云う問題を不明確させることと等価である。統治機関相互の権限—責任帰属の紛争は、国政の混乱に直結するのみならず、選挙を通じた国民による責任追及の機能を大きく損なうことにも繋がり得る。

第五共和制は、体制の精神である強力な執行権と強力な政治責任の論理を、ドゴールと云う体制の精神の体現者による政治運営の下、十全に開花させた。しかし、そこには、権限と責任の強力な連関が、偏にその行使主体の自発的意思に依るという制度的な弱さが伏在していた。この弱さが、ポスト・ドゴール期に至って一気に表面化したのであった。内閣の対議会責任の不在、弱体化した共和国大統領の下での内閣の対大統領責任の弱化した正統性、加えてコアビタシオン期における権限及び責任の主体に関するアイデンティフィケーションの混乱。以上の様な情況によって本稿の問題情況は醸成されたのである。

(2) 政治司法の機能不全

ポスト・ドゴール期のフランス政治生活において、議事堂という場が、その「日常」の大半を執行権行使の追認に充てることは、以上から明白である。しかし、議事堂内における「非日常」として、通常の討議とは異なる方法で執行権の責任追及を行う可能性を、1958年憲法はその法文において残している事を強調しなければならない。

この「非日常」的な責任追及の手段こそが、高等院による政治司法のシステムである。大革命以来のフランスに誕生した何れの憲法においても規定さ

れてきた高等院制度は、時代の変遷と共に変化しながらも、自らの始祖であるイギリス憲政のインピーチメントの特質を多かれ少なかれ保持し続けてきた。すなわち、レフェレンダムや信任問題その他の政治責任が、執行権行使を正当化する作用を片面的に発展させる性質を有するのとは異なり、高等院制度は飽くまでも執行権の責任を個人に対する法的な制裁によってサンクションするものとして認められてきたのである。

しかし、仮に発動するとすれば被告人たる閣僚の責任に対して強力な制裁が可能である政治司法システムも、ポスト・ドゴール期において実効性を発揮することは出来なかった。これはポスト・ドゴール期が多数派情況の時代であることを考えれば無理からぬことである。と云うのも、立法権の作用でないことを以て自己規定してきた経緯をフランスの政治司法は持つが、「裁判」の体を採っていても、その実態を観れば、政治的営みに他ならないからである。第五共和制においても事情は変わらない。高等院への起訴は、「両議院が、公開投票により、かつ、その構成員の絶対多数により、同一の表決で裁定するのではなければ」なされない。つまり、政治司法は「政治」なのである。しかも、その「政治」性は、基礎に先立つ段階においても濃厚な形で存在する。訴追提案が議事手続きに乗るためには先ず以て議員理事部 Bureau に受理される必要があるからである。党籍離脱をしない議員が概ね会派勢力に比例した形で配される議院理事部に、である。ここでの営みが何であれ政治的色彩を帯びることになるのは、議会政の必然である。

これらの事情のみを以てしても、少数派にとっての政治司法が如何に疎外的な、過酷な手続であるかは明白である。少数派による閣僚への統制手段としての政治司法は、始動させることすら難しい。加えて、最終的な裁判の場である高等院の法廷は正に政治的舞台である。両院より12名ずつの計24名の議員判事の他に、職業裁判官を備えない高等院の法廷構成は、被告閣僚に対する Justice を提供する場とは言えないであろう。

以上の消息は、高等院制度の実際の組織を殆ど完全にマヒさせることに貢

献した。第五共和制下における高等院の組織は、実に汚染血液事件一回切りのもので終わったのである。

加えて、1993年以前における政治司法の御都合主義的運用を示す例を幾らか挙げることは、「脱政治化」「司法化」の要請をより説得的に論証することに貢献しよう。

第一の例は、閣僚が両院何れかの多数派に属していれば、政治司法による追及からは安全圏にいることを示すものであり、政治司法の機能不全を特によく象徴する例である。

この例が、ミシェル・ポニアトウスキ事件である。事案は、UDFの構成員であり、内相であったミシェル・ポニアトウスキが、ジャン・ド・ブロイ下院議員が暗殺の危険にさらされている事実を知りながら放置し、同議員を謂わば見殺しにした、というものである⁽³²⁾。1976年12月24日のブロイ議員暗殺事件から3年余り後のカナル・アンシェネ誌のスクープは、共産党議員団と社会党議員団それぞれのポニアトウスキ訴追提案に結び付いた⁽³³⁾。共産党議員団の訴追提案は告訴簡条に挙げられた事実の不在を理由に国民議会議事部に受理されず、社会党議員団の訴追提案のみが特別委員会に送付されることになった⁽³⁴⁾。同特別委員会の構成は国民議会の議席の布置に応じたものとなった⁽³⁵⁾。社会党議員団の訴追提案は、三つの告訴簡条、すなわち、調査によって得られた秘密の濫用 *la violation du secret de l'instruction*、書類の隠匿 *la dissimulation des documents*、危難に在る者への救助の懈怠 *la non-assistance à personne en danger* を含んでいた。しかし、第一と第三の告訴簡条については時効が成立しており、第二の告訴簡条については証拠不十分とされた⁽³⁶⁾。特別委員会が下院の議院構成を忠実に反映したもので、入念に仕込まれた告訴簡条の選択においてポニアトウスキに対する政治的配慮が行われたことが推定されざるを得ない⁽³⁷⁾。

ミシェル・ポニアトウスキ事件において示された政治司法の機能不全を、更に確認することになったのが、第二の事例たるクリスティアン・ヌッチ事

件である⁽³⁸⁾。1985年10月の監査によって発覚したこの事件は、クリスティアン・ヌッチ対外関係相の、フランス＝アフリカサミット時の公金流用に係わるスキャンダルである。

パリ市軽罪裁判所は、本件が閣僚の職務遂行上の行為に係るとして管轄外を宣言したが、その命令 *ordonnance* の中で、ヌッチが背任に係わっていることへの強い推定が述べられていた。1987年5月27日、ピエール・メスメル以下255人の国民議会議員によって、ヌッチに対する訴追提案が国民議会議事部に提出される⁽³⁹⁾。6月3日に受理された後、国民議会規則160条による特別委員会に訴追提案が付託される⁽⁴⁰⁾。特別委員会は、ヌッチの行為は、刑法典第59、60、145、146、147、148、150、151、169、及び460条に抵触する可能性があるとの報告書を発表する⁽⁴¹⁾。注目しなくてはならないのは、この時点では、ヌッチの所属する社会党が国民議会内少数派であり、特別委員会の構成もその布置を反映していたということである。決議案は340対211票で国民議会において可決され、元老院に送付された⁽⁴²⁾。1987年12月2日、元老院は国民議会訴追決議を同一の文言で可決⁽⁴³⁾、ヌッチは遂に高等院に起訴されることになった。

しかし、ヌッチ事件は、高等院判決にまで到達しなかったのである。

ミッテランの大統領再選と1988年の立法府選挙の結果、社会党が国民議会多数派に返り咲いた80年代後半の情勢変化のためである。1990年1月11日、社会党主導で成立した「選挙資金の制限と政治活動の透明化に関する法律」は第19条で「行為者個人の利益のためになされた場合を除いて、1989年6月15日以前になされた、選挙活動あるいは政党活動に直接的または間接的にかかわる犯罪 *infraction* は、刑法典132から138条、刑法典175から179条に抵触する場合を除いて、恩赦を受ける」と規定したのである⁽⁴⁴⁾。1990年4月4日、高等院予審委員会は、同条を根拠として、ヌッチに対する免訴の決定を下した。

つまり、ヌッチ事件は、「元」下院少数派であったが為に訴追された閣僚

であっても、政治情勢の変化に望みを託すことが出来、自らの党派が院内多数派に返り咲けば、「助かる」ことを示している。

更に特別な、第三の例をあげなくてはならない。ジャック・ラリット及びシャルル・フィテルマン事件は、政治司法は進むも止まるも院内多数派次第であることを屈折した形で示し、政治「司法」の「政治利用」を遺憾なく例証する。

この事件は、共産党が首長を務めていたコミューンの選挙が行政裁判所で無効とされたことに対して、共産党員の閣僚、ジャック・ラリットとシャルル・フィテルマンが公然と裁判批判を展開したことに端を発する。二人の批判に対して司法官職団が憤激、刑法典226条違反、裁判の独立への侵害として、二人を告発した。しかし、1986年5月28日、破毀院刑事部は、二人の行為は「職務遂行上の行為」であるとして管轄外を宣言したので、⁽⁴⁵⁾ 高等院に管轄が移ることとなった。この二人の共産党員に対する制裁に最も積極的だったのが UDR の議員団であり、1983年6月29日には裁判の独立への侵害の廉で⁽⁴⁶⁾ 訴追提案が提出された。翌6月30日の国民議会理事部によって形式上の不備（署名数の不足）を理由として一度却下された後、直ぐに UDR 議員団は追加の署名を集めて再び提出する。しかし、再び理事部は却下する。⁽⁴⁷⁾ 「憲法第68条2項を考慮した、別の不受理理由」である。この理由の内実を問うことは解答不能の問題である。と云うのも理事部は一度としてその理由の実質を示さず、説明すらしようとしなかったからである。従って、共産党が院内多数派を占めてはいないという事実、院内多数派は政治司法の運営を支配し得るという事実から、何事かを推量する他は無い。本事件において国民議会理事部は、訴追提案を時宜適合性 *opportunité* の観点から判断する自由裁量権の先例を作ったのであり、形式的要件を備えていながら、理事部の政治的判断で訴追提案不受理を行った事実については、権限濫用に当たるとの指摘⁽⁴⁸⁾ がなされることになる。

以上の実例から示される様に、政治司法における公訴の提起は、提起者が

院内多数派を制しているか否かにかかっていた。この事情は、ヌッチ事件において示される様に、院内多数派は自らの手を離れてしまった案件でも死命を制することが立法権行使によって可能なので、高等院判決が出されるまでは、訴追提案が非常に不安定な地位に置かれていることによってより強調されることとなる。更に共産党員の二閣僚に関する事案でも明らかのように、院内少数派に対する高等院への訴追が院内多数派にとっても好ましくないときは、後者によって随意に政治司法は中絶する。

多数派情況の中でのそもそもの政治司法へのハードルの高さは、政治司法の機能不全に直結しており、しかも、諸側面において、政治司法は院内多数派の御都合主義的な見地から捉えられていた。政治の一手段に過ぎない以上、ポスト・ドゴール期における閣僚責任実効化の一方途としては政治司法システムは明らかに役不足であった。

（3）破毀院刑事部における閣僚責任の放擲

如上、ポスト・ドゴール期の第五共和制においては、執行権に関する、言葉の真正な意味での責任の問題は、空辞化していた。第一に、体制のアーチの要である共和国大統領の弱体化によって、第二に、多数派情況下での内閣の対議会責任の有名無実化によって、第三に、政治司法の機能不全によって、である。この様な情況下で、責任追及による執行権への効果的なサンクションが望みを託される統治機関として唯一残っているのは、通常司法のみである。政策に関する責任と云う、執行権の責任の中でも最も重大なものは確かに議事堂と云う場でしか問題化できない。しかし、「汚職」「公権力の違法な行使」といった閣僚個人による不当な行為が通常司法によって公正に追及される事情が確保できれば、それを以て、司法による執行権への統制として意義づけることは必ずしも不可能ではないだろう。

しかし、閣僚の個人的行為に対する訴追を通じた、通常司法による執行権統制という考えは、結論から述べれば、極めて実りの少ない企図であった。第五共和制の通常司法は、閣僚の訴追に関する管轄権を半ば完全な形で放擲

したからである。

人的管轄の問題としての閣僚に関する管轄権の放擲—第五共和制通常司法のこの姿勢は、ドゴール期の、しかも初期に早くも確立されることとなった。「ブリニェール事件 L’Affaire Blignières」に関する1963年3月14日破毀院刑事部判決の登場である。⁽⁴⁹⁾

ブリニェール事件は、1962年7月22日の、プチ＝クラマールにおけるドゴール暗殺未遂事件に端を発する。ブリニェール Hervé Le Barbier de Blignières は同事件に関して刑事訴追された秘密軍事組織 OAS の構成員である。1963年3月14日破毀院刑事部判決が導かれたブリニェール事件は、彼ブリニェールが、予審情報を漏えいし、自らの名誉を棄損したことを理由として、当時の内相ロジェ・フレ Roger Frey に対して、公訴権の発動を義務付ける告訴 *plainte avec constitution de partie civile* を提起した事件である。

第一審であるセーヌ県軽罪裁判所は、1962年4月18日の判決で、1961年9月10日の記者会見においてブリニェールに関する予審情報を公然と語った行為は、フレが政府構成員の資格において行ったものであり、「職務遂行上の行為」にあたるとの判断を示した。しかし、その上で、憲法第68条2項は、閣僚の職務遂行上の行為に関する高等院の排他的な管轄を規定したものであると判断した。その上で、本件に関する自らの管轄権を認めたのである。⁽⁵⁰⁾

検察官控訴を受けた第二審のパリ控訴院は、その1962年6月20日の判決で、第一審とは異なった見解を打ち出す。すなわち、フレの行為の内、「予審情報の漏えい」と「ブリニェールに対する名誉棄損」とを別個の性質のものとして把握する。そして、前者に関しては「職務遂行上の行為」に該当し、高等院の管轄に属するとした。しかし、後者に関しては通常司法の管轄に属し、私人による損害賠償請求も認められるとしたのである。⁽⁵¹⁾

しかし、検察官の破毀申し立てを受けた破毀院によって、第一審、第二審の少なからずフレに不利な判断は覆される。1963年3月14日の破毀院刑事部判決は、原審に対して破毀自判、政府構成員の職務遂行上の行為を通常司法⁽⁵²⁾

の管轄と高等院の管轄とに分ける二分法を否定し、高等院の排他的な管轄を認めたのである。かように、行為の性質ではなく行為者の属性によって裁判管轄を決定する（＝管轄権を放擲する）という傾向が1993年まで、フランス⁽⁵³⁾第五共和制の通常司法に支配的な傾向として続くことになる。

（４）小 括

如上、1993年憲法改正を準備した、政治生活における「無責任」の具体的な文脈を概観した。責任政治の展開の鍵を握る共和国大統領の政治運用次第で、1958年憲法は第五共和制を責任ある強力な政治運営にも、責任不在の混乱する政治運営にも結び付け得る可能性を有していた。責任政治の実現に関して、その法文の次元では未完成であり、その完成を体制の原理を体する国家元首による憲法習律の形成に待つのが、1958年憲法と第五共和制の現実であった。体制の衰亡は、その原理の衰亡に係るのであり、それはドゴールからドゴールの後継者への権力の移譲に対応していた。閣僚責任は、体制における責任の対一次帰属者であるべき共和国大統領の地位低下に伴って顕在化する。しかし、その追求態様の王道たる議会政における政治責任の追及、議会政に発動の機を俟つ政治司法、そして通常司法における刑事責任追及、これらの何れも機能し難く、国家元首無答責原理の前景化と相俟って、体制は執行権に関して全き無責任を表象するに至る。

確かに、1993年憲法改正の直接の機縁が、80年代後半の薬害エイズ事件「汚染血液事件」と、そこでの政治家の責任追及の不首尾にあったことは明白であり、我が国でも既に検討がなされている。とは言え、93年憲法改正は、如上の検討から観る限り、ドゴール退陣に象徴される大統領中心主義との相対化が生み出した、一個の必然的帰結である。そして、責任政治をドゴール並に自己内面化し得るパーソナリティを期待し得ない以上、政治生活における責任の回復のために、責任原理における政治性の相対化と司法性の強化が要請されるようになる。共和国法院と云う新たな政治司法制度は、このような動向の中で形成されていくのである。

3 1993年憲法改正による共和国法院の創設

上述の如く、政治階層一般の無責任が体系化していく中で、閣僚責任の「王道」とは言えないまでも、一方途としての刑事責任を活性化することが重大な課題であった。後述する通り、共和国法院制度は、インピーチメント継受以来のフランス政治司法をほぼ根本から覆す程の重大なインパクトを以て、この課題に 대응得る制度である。少なくとも1993年以前と以後では、「無答責」という閣僚のもつ事実上の特権は、大幅な相対化を被った。

しかし、「汚染血液事件」を受けた明らかに情況的な政治改革と指摘される通り、共和国法院制度の創設は、政治階層の側からの強い危機感の現れを象徴するものである。責任論理の活性化が司法的論理の下で図られたからといても、それが飽くまでも政治家階層からの発意によるものであったことは軽視できない。

以下では、共和国法院制度の概要を素描することで、その革新的性格を確認した上で、その限界・守旧性についても確認する。そして、同制度がフランス政治生活に与えたインパクトと、それにもかかわらず存在する問題点を指摘し、今後の展望について検討したい。

(1) 訴追手続の脱政治化

1993年3月10日、元老院で行われた憲法的法律案の趣旨説明において、共和国大統領ミッテランは以下の様に語っている。

「(憲法的法律案に係る新たな第10章は) 閣僚に適用可能な制度を、可能な限り一般法に近付ようという企図に基礎を置くものである。権力分立の原理を尊重しながら、しかも、過剰に騒がれることによって公権力の円滑な作用が損なわれるという常なる傾向を回避しながら、この企図を実現したいと考える。」と。

過般来高等院の管轄に属してきた手続を司法化すること、つまり、そこから政治的な要素を排除することで法律に基づいた手続の安定的な作動を保障

すること、これに加えて、公権力の行使の特殊性に起因する、ある種の便宜を維持すること、という二つの目標がミッテランの発言には現れている。両立し難いこの二つの目標を同時に解決しようとする企てが、1993年憲法改正によって創設された共和国法院制度だったのである。

確かに、1993年憲法改正の第一義的な目的は「閣僚の刑事責任の脱政治化にある⁽⁵⁹⁾」と言明され、学説によってもこの目的が第一義性を有している事は認められている⁽⁶⁰⁾。訴訟手続の開始を申請委員会に、予審手続を予審委員会に、裁判は共和国法院に、それぞれ排他的に帰属させることによって訴訟手続の各段階は厳密に分画され、しかも、訴追手続の段階から、議院は完全に排除されたのである。これは正しく、フランス政治司法が、イギリス流のインピーチメントのモデルから一気に乖離し、新たな段階に入ったこと意味すると云って良い。その発動が政治情況に全く左右された政治司法の特異性は、少なくとも訴追機関の構成に着目する限りでは、最早存在しないのである。「政治」司法が「司法」へと一歩ならず歩みを進めたのは間違いのない事実である。共和国法院の守旧性については第2節において詳述することとし、先ず第1節では1993年のフランス政治司法改革における革新的性格の核心を構成する二点について、順を追って検討することとしよう。

i 提訴の段階における議会関与の排除

共和国法院と云う新たな政治司法機関を創設する意図の核心は、閣僚の職務遂行上の行為に対する刑事責任追及において、その裁判における政治的性格の痕跡を芟除することであった。その具体的方策の第一は、責任追及が発動されるや否や、政治情況次第で不分明であった過般来の情況を一変させること、つまり、訴追手続から議院を放逐することであった。1993年憲法改正に関する諮問委員会、通称ヴデル委員会⁽⁶¹⁾は、その報告書で、議院の訴追手続きへの関与を排除すべく提言しており、学壇においても、政治司法における議会の関与こそ「無責任の根源」と指弾されていた⁽⁶²⁾。訴追手続きから如何なる政治勢力をも放逐することが脱政治化にとって譲れない一線であったこと

は、明白である。

申請委員会に提訴の窓口を一本化し、しかも提訴権者としての議院を排除する、という政府—下院サイドの改革の方向性に対し、同じ政治階層の中でも既得権益の放棄に抵抗を示す向きが存在するのは不思議ではない。申請委員会の訴追権独占に反対し、議院による訴追権の維持を主張したのが元老院であった。憲法的法律案の第一読会の時点で主張された斯様な元老院の立場は、下院による反対を受け、第二読会でも上下両院反目の状況が生じた。その後、首相バラデュール肝煎りの妥協工作が功を奏し、1993年7月8日の第三読会で、憲法的法律案は可決され、脱政治化と司法化を決定付ける三つのシステムが固まった。すなわち、第一に、破毀院附検事総長による提訴、第二に、検察による提訴、第三に、議院による提訴の否定と、第一・第二の提訴の窓口としての申請委員会とその排他的権限としての訴追権である。

さて、この共和国法院への告訴の方式に関しては、1993年11月23日に憲法院の合憲性審査⁽⁶⁴⁾を経た、共和国法院に関する1993年11月23日の組織法律第93-1252号が詳細な規定を置いている。

まず、共和国法院において検察官の地位を占めるのは破毀院附検事総長であり（組織法律第8条）、書記の地位を占めるのは破毀院附主席書記である（組織法律第9条）。

尤も、閣僚の職務遂行上の行為の内、その行為時に重罪もしくは軽罪に抵る行為によって（憲法第68-1条）被害を受けたと主張する私人は、共和国法院申請委員会に告訴をすることが出来る。告訴に関して組織法律は以下のような規定を置く。

第一に、申請委員会へ提出されるべき告訴は、幾つかの形式的要件を具備してはじめて受理される。すなわち、告訴の対象たる閣僚の氏名の明示、告訴事実の明示、告訴者の署名である（組織法律第13条第1項）。

第二に、一度告訴が受理されれば、申請委員会はその告訴に基づく訴追に関して、すなわち、不起訴処分か、あるいは破毀院附検事総長への移送かに

ついて、決定する（組織法律第14条第1項および第2項）。申請委員会の決定は、それに対し如何なる不服申し立ても出来ないものとされる（組織法律第14条第3項）。従って、申請委員会は、政治司法の作動を決定する、事実上絶対的な権限を掌握している。しかし、申請委員会は、自らの決定の正当性の説明を義務付けられてはいないものの、不起訴処分か破毀院附検事総長への移送かについては、告訴者に対して伝達しなくてはならない。破毀院附検事総長への移送を決定する場合、申請委員会は告訴事実に関する刑事上の罪質評価を行う（組織法律第16条）。なお、申請委員会は、告訴内容が十分に明確でないと思料する場合は、申請委員会の構成員である破毀院判事をし追加調査を命じることが出来る（組織法律第15条）。

申請委員会の構成については、組織法律にその規律が委ねられている。申請委員会は、破毀院判事3名、コンセイユデタ評定官2名、会計検査院主席評定官2名の計7名で構成されており、任期は何れも5年である（組織法律第12条）。

政治司法の入り口の所で、その帰趨を決定するだけの重要な権限を持つ委員会が、一人の議員も含まずに構成されている事は、閣僚の訴追に関する議会の独占権に終止符を打ち、政治司法の「司法化」を象徴する。しかし、新たに創設された申請委員会から、「司法化」のみを読み取るのは早計である。申請委員会の決定が、それに対する如何なる不服申し立ても許さないものであることは、通常司法と著しい対比をなすからである。濫訴の排斥と云う必要性に基づいて存在している申請委員会の決定権には、政治司法の脱政治化を推進しつつも、行き過ぎた司法化が閣僚による執行権行使の効率性を損なう結果を招いてはならないという改革の初意がよく表れている。このような事情から、申請委員会の果たす役割は「一般法上の手続において検事の果たす役割に相当する」と評されているのである。⁽⁶⁵⁾

さて、裁判に先行する訴追手続の段階において大幅な改革が図られた1993年の政治司法改革において、予審委員会に関する改革は如何様なものであ

たか。

実はこの点に関しては、「予審委員会は、今次改革においては恐らく最も革新的意味合いに乏しい存在となっている⁽⁶⁷⁾」と評されている。これは見やすい道理である。高等院時代から、予審委員会のみは司法的構成を採っていたからである。従って、1993年の政治司法改革でも、予審委員会に関しては根本的な改革は必要とされなかったのである。

とはいえ、全く何の改革も行われなかった訳ではない。先ず、員数に変更が加えられ、高等院時代に正員5名、副員5名で構成されていた委員会は、正副それぞれ3名で構成されるようになり、任期に関しては高等院時代の1年から3年に変更された(組織法律第11条)。より実質のある変更点は、同組織法律第11条の定める構成員の選出方法にある。高等院時代の予審委員会構成員が破毀院事務局によって、つまり、破毀院長、破毀院部長によって選ばれていたのに対し、共和国法院予審委員会の構成員は、破毀院判事全員による選出に係っている点である。この様な階等性に拠らない hors hiérarchique 委員会構成員の選出方法は、1993年政治司法改革の特徴となっている。

なお、予審委員会には、真相の究明に必要な全ての行為を行うものとされており(組織法律第18条)、例えば聴聞 *audition*、尋問 *interrogatoire*、対質 *confrontation* といった手続を行う権限があり(組織法律第21条)、再罪質決定 *requalification juridique des faites* を行う権限も有している(組織法律第20条)。予審委員会は、その予審の終結にあたり、破毀院附検事総長による論告のために、破毀院附検事総長に一件書類を提出する(組織法律第23条)。予審委員会は、予審の結果として、当該閣僚の行為が軽罪もしくは重罪に当たると判断するときは、事件を共和国法院に移送できる(組織法律第23条)。審理と判決は、共和国法院の専権的管轄に属することとなる(組織法律第26条以下)。

- ii 裁判における「主権的性格」の排除；不服申し立ての認容

1993年の政治司法改革における「脱政治化」が、共和国法院による裁判に前置される二つの委員会の構成態様に表されているとすれば、「司法化」は、裁判の結果に対する当事者の不服申し立てを認容した点に顕著に表されていると云える。

1993年以前の高等院は勿論、フランス政治司法における顕著な特徴が、裁判機関である高等院の独自の強力な権限である。「主権的権限 *pouvoir souverain*」と呼称されるその権限は、7月王政下に行われたシャルル10世の元閣僚に対する裁判への高等院判決を先例として、フランス憲政に長く受け継がれてきた習律に基づき、一つは「罪質決定と科刑に関する、制定法規範からの超越性」、そしていま一つは「一審かつ終審であること」とを、その規範的内実としてきた。⁽⁶⁸⁾しかし、1993年の政治司法改革によって、政治司法機関における主権的権限は、最早いかなる意味でも過去のものとなった。かつての高等院が示した様な、制定法規範に対する超越性の放棄はもとよ⁽⁶⁹⁾り、1993年政治司法改革は、改革を今一步推し進めることとなった。共和国法院は、最早一審かつ終審の裁判機関ではないのであり、予審委員会による決定 *arrêt*、そして共和国法院による判決 *décision* は、破毀申し立ての可能性を持つものなのである。

しかし、フランスの政治司法から、その「主権的な」性格を、あらゆる側面において一掃することに対して、立法過程で示された抵抗は小さなものではなかった。何故なら、破毀申し立ての可能性を高等院判決に対して認めるということは、取りも直さず、高等院を、破毀院を頂点にいただく司法系統の中に組み入れることであり、そうである限り、フランス政治司法の権威が著しく損なわれると考えられたからである。この様な「司法化」の企ては、「フランス憲政が有する伝統のあらゆるものに対して違背する」⁽⁷¹⁾とまで、指摘されたのである。裁判機関の何らかの主権的性格の中にフランス憲政とフランス政治司法の伝統を見出し、そこに強く執着する見解に加えて、政治司法の対象となる行為の性質に着目し、政治司法の主権的性格を素朴に確認す

る見解も存在する。すなわち、そもそも「閣僚の職務遂行上」の行為のみが、つまり、刑事法により当然のように規律の対象となっている一般私人の行為とは大きく異なる特殊な行為のみが対象となっている以上、政治司法と云う営みには、幾らか普通法とは異なる手続が要請されても当然である、という見解である⁽⁷²⁾。また、破毀申し立ての可能性を認めることは裁判の長期化に繋がり、望ましくないといった見解も示された⁽⁷³⁾。

以上列举した、高等院判決への破毀申し立て認容に対する反対論は、何れも、国民議会において表明された。1993年の政治司法改革を主導し、裁判に先立つ二つの段階、すなわち申請委員会と予審委員会とを脱政治化することを主張した政府—国民議会サイドの内、国民議会においてもまた、元老院とは異なった形でフランス政治司法の伝統に執着する態度が示された事実は、改革の性格を象徴的に示すものとして興味深い。入口において既得利益を確保するか(元老院)、あるいは出口において既得利益を確保するか(国民議会)という差異はあっても、最後の最後の所で、概ね政治階層には共通の態度が見られたのである。

国民議会における、破毀申し立て制度化への強い反対論は、最終的には首相の妥協工作によって国民議会が膝を屈する形で解決を観たが、政治司法改革を何としてでも「脱政治化」「司法化」の方向性を保って貫徹したいと考える政府と元老院の多数派にとっては、破毀申し立ての制度化は、三重の意味で重要な意義を有していた⁽⁷⁴⁾。

第一に、「手続を司法化する以上、不服申し立ての制度化をするのが、矛盾を無くする最良の方法である⁽⁷⁵⁾」という考え方である。脱政治化と司法化とが政治司法改革の基本方針であるとすれば、機関の構成のみを通常司法に近付け、訴訟当事者の権利に関しては等閑に付すという態度は、確かに一貫しない。破毀申し立ての制度化は政治司法改革を一貫したものとするためには、否定できない価値を持つ。

第二に、憲法院による合憲性審査への対応策として、破毀申し立ての制度

化は重大な必要性を持つものと考えられていた。破毀申し立て制度に賛同し、推進しようとする者は、政治司法改革のための法律が組織法律である以上、憲法院による合憲性の事前審査が必要であり、そこで確実に合憲性の確認を得るためには、通常司法上の幾つかの原理、例えば全ての者の法の下での平等、防禦権の尊重などが組織法律の中で認められている必要があると懸念していた。破毀申し立ての制度化もその一つであり、事実、下院における反対論を説得するために、法相は、刑事手続の制度化が問題となっている以上、憲法院による事前の合憲性審査を通過するためには、破毀申し立ての制度化が義務的であると強調していた。⁽⁷⁶⁾

第三に、如上、政治司法改革の論理的一貫性の問題、憲法院による合憲性審査を通過する必要性に加え、破毀申し立て制度化の賛同者が懸念していたのが、国際条約、取り分けEU法との関係である。つまり、市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条5段と、欧州人権条約付属第7議定書第2条との関係である。若し、新たな共和国法院制度が、その判決に対して如何なる不服申し立ても認めないものとなれば、これら国際法が要求する水準には明らかに到達しないものとなり、フランスへの国際的な批判を呼び起こす恐れが懸念されたのである。⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾

以上、上下両院の対立は、そもそも国民議会—政府サイドによって推進された政治司法改革の中で、確かに、一定の政治的特権を手放すまいとする政治階層内部における見解対立の表面化であった。しかし、国民議会において申請委員会への独占的訴追権付与の支持（脱政治化の支持）が観られ、元老院において破毀申し立て制度化への支持（司法化の支持）が見られた点で、政治司法改革の方向性への根本からの疑義が存在した訳ではない。通常司法に近付ける形での政治司法の大幅な改革が不可避であるという共通見解は存在していたのである。従って、首相による妥結工作という政治的努力の結果ではあるが、上下両院の対立が、「法治国家の保障 la garantie de l'Etat de droit」⁽⁷⁹⁾ という精神に沿う形で解消したと観ることができる。

(2) 脱政治化の不完全な実態

以上第1節で観た内容は、主として、脱政治化ないし司法化という、従来の政治司法をより一層通常司法へと近付けるベクトルの積極面であった。もとよりそこには限界や例外が存在することを認識した上で、しかし、かかる積極面について検討を行った。

しかし、ミッテラン大統領による改革の趣旨説明、また、上下両院における議員による言説にも観られる様に、93年憲法改正と組織法律制定の立法過程では、今次政治司法改革が飽くまでも政治階層による作品であることが暴露されている。ヴェデルが確認するように、「1993年にフランスで採られた解決策は、政治階層 class politique と司法官階層 class magistrats との間での妥協案である⁽⁸⁰⁾」と云える。

従って、第2節では、共和国法院における手続は、いまだ飽くまでも「政治司法」であり、そこに一定の政治性が残存していること、そして、かかる事情は、主として閣僚に有利な形で維持されているものであること、これらの事情を確認し、検討することとしよう。これらの事情は、先ず、「政治化」に対する留保として、裁判機関たる共和国法院の構成における政治性の極めて濃密な残存、すなわち、15人の判事の内12人までが議員であること、に示されている。次いで、「司法化」に対する留保として、1993年11月23日の組織法律93-1252号が、手続の各段階において、告訴人が私訴原告人となることの申し立てを排除した点に示されている。以上の二つの事情からして既に、告訴された閣僚にとって有利な状況が構成されているが、加えて、93年政治司法改革が、政治階層にとって有利な形で改革の限界を設定している事情を象徴することがらとして、元閣僚であって、共和国法院への告訴如何が問題となった時点で国会議員あるいは欧州議会議員の身分を有している者への告訴の問題を検討したい。

i 裁判機関の極めて政治的な構成

1993年の政治司法改革における画期的性格は、告訴の段階から議院を完全

に放逐した点にある。しかし、共和国法院が依然として通常司法とは大きく異なり、政治司法に留まっているのは、偏に、共和国法院が15人の構成判事中、12人までを上下両院の議員で構成せしめており、司法官としては、3人の破毀院判事のみしか含まないという点にある（憲法第68-2条第1項）。つまり、この点において、改革は一貫していない。そして、かかる事情は、偏に政治的事情に因っている。

そもそも、ヴェデル委員会報告書と政府提出法案は、共和国法院の構成については寧ろ重罪院に近い構成を構想していた。すなわち、そこでは、8人の議員が陪審員として、3人の破毀院判事の下に置かれるという形の法廷構成が構想されていた。

しかし、この構想は、第一読会において元老院議員からの激しい反発に遭った。国民代表である自らが、陪審員として、司法官階級の下位に列席するという提案への拒絶反応は激烈であった。結局、元老院においては政府提出法案の企図する重罪院モデルは拒絶されることとなった。法案は、政府活動の特殊性をより重視する議員判事存在と、法的公平性をより重視する司法官判事存在との間で、「政治司法」としての均衡点を求めることとなったのである。

議員が陪審員として加わるか、あるいは判事として加わるか、という問題に加えて、共和国法院の組織の方途に関して、取りも直さず、政治司法の「脱政治化」如何の問題に関して、もう一点、重大な問題が存在した。すなわち、共和国法院に参加する議員の選出方法の切り替えの問題である。従来選出方式（1959年1月2日のオルドナンス第2条第3項）では、上下各院の構成議員の絶対多数での最高得票獲得者を選出する方式によっていた。この様な困難なハードルの設定は、高等院の組織を半ば凍結させるほどの不都合を示し、1993年以前における政治司法の機能不全の重大な一因ともなっていた。そこで、1993年政治司法改革において、政府提出法案は、小政党も代表され易い様に、名簿式投票制への切り替えを提案したのである。

しかし、この提案は国民議会で否決されることになる。選出方式切り替えが否認された理由は、「共和国法院の構成には強力な、極めて強力な正統性が必要とされる。したがって、名簿式投票制は不可能である⁽⁸¹⁾」というものであった。ここでも、政治階層の、「政治司法」の特殊性に対するフェティシズムが顕在化することになったのである。結果として、共和国法院でも、従来の高等院と同様の議員選出方式は維持された。これは、政府・与党にとって有利な裁判が行われる可能性を残すものであり、その限りで、脱政治化に大きな限界を画すことともなっている。

ii 私訴原告人となることの申し立ての否定

上で問題としたのは、共和国法院における脱政治化の限界ということからであった。対して、脱政治化の限界と併せて、共和国法院における通常司法化の限界の問題のもう一方の極を構成するのが、司法化の限界という事柄であり、これは、告訴者に対して、私訴原告人となることの申し立ての権利を完全に否定することによって象徴されている。

私訴原告人となることの申し立ての権利については、憲法は何も語るところがないが、1993年11月23日の組織法律93-1252号が明文で禁止するところとなった(組織法律第13条2項)。かかる権利は、申請委員会、予審委員会、共和国法院の訴訟の全ての段階において明確に否定されている。無論、組織法律である以上、憲法院による合憲性審査を受けたものであり、憲法院は同組織法律第13条2項の規定に関しては、閣僚の職務遂行上の行為によって被害を受けたところの者である告訴者は、損害の補償を受けるべく民事裁判を起すことが出来るのだから、権利保障に欠けるところは無いとして合憲性を確認している⁽⁸²⁾。

なるほど、私訴原告人となることの申し立ての権利を否認するという方策には、理由がない訳ではない。1993年の政治司法改革を性格付ける趣旨が、政治司法をより一層通常司法に近付けることにあったと同時に、執行権行使の特殊の利益を保持することにもあったからである。私訴原告人となること

の申し立ての権利を否認しない限り、濫訴に対する懸念は重大であり、かかる権利の否認を伴わない共和国法院制度は、閣僚が常に損害賠償請求に怯える状態を招来するのであり、改革の初志に反する状況を招来すると考えられている。⁽⁸³⁾ 濫訴の懸念を芟除するためならば、申請委員会の段階のみで私訴原告人となることの申し立ての権利を否認すれば十分であり、その後の段階については認めても良さそうなものとも考えられるが、しかし、現実にはそうはならないのである。何故なら、閣僚は一般私人とは比較にならないほどの知名度を有しており、しかも、その「職務遂行上の行為」が問題となるところ、係る行為は公権力の行使であるから、関係する私人の数はかなり多数が予想される。すると、訴訟の進展に伴う各段階において、自らが被害者であるとして名乗り出る人物が多数出現することが懸念されるのである。⁽⁸⁴⁾ 結局、閣僚による公権力の円滑な行使に重大な法的価値を認める限り、共和国法院の訴訟手続の全段階において、告訴者の私訴原告人となることの権利を否認することが必要となる。

以上の様に、共和国法院における告訴者が私訴原告人となることを申し立てられない制度的現実、理由のないことではなく、そもそも政治司法改革の初志に内在していた限界とも云える。しかし、飽くまでも、政治司法を通常司法に近付けるところに1993年政治司法改革の本質があるとすれば、かかる制度的現実を何処まで正当化することが可能か、学壇からは疑問視されている。通常司法が訴訟両当事者間の平等を原則とするところ、共和国法院における被害者の私訴原告人となることの申し立ての権利の剥奪は、かかる原則を大きく損なうと見られているからである。⁽⁸⁵⁾

iii 議員免責特権との関係

如上、政治司法の「脱政治化」「司法化」の側面において、1993年の政治司法改革が有する限界点を検討した。これらに加えて、閣僚に対して有利な形で作用している問題点として指摘されているのが、1993年の政治司法改革における、元閣僚たる議員の免責特権の問題である。

かつて閣僚であった際に、自らが職務遂行上の行為として為した行為が軽罪もしくは重罪であるとして問題とされた現役の国民議会議員、あるいは元老院議員への共和国法院の刑事責任追及は如何にあるべきか—この問題は、1993年の政治司法改革にとって空白地帯となっている。新たに改正された憲法も、組織法律も、沈黙しているのである⁽⁸⁶⁾。今日、議会の会期外であれば、元閣僚たる議員の共和国法院への訴追に関しては、格段の問題は存在しない。しかし、会期中であれば、これは一大問題である。

これに加えて、「議員」たる身分は、何も元老院、国民議会の構成員に関する問題にとどまらない。寧ろ重大であるのが、現役の欧州議会議員の問題である。と云うのも、欧州議会議員の免責特権は、その任期中間断なく、欧州議会は通年議会だからである。

結局、政治司法改革における成果としての各種制定法の沈黙から鑑みると、会期中の現役議員に関する問題については、各院の理事部による議員免責特権解除の表決が必要となってくると解釈する他は無いと思われる。つまり、ここでは1958年憲法第26条がそのまま適用を見るのであり、政治階層にとって有利な形で既得権益が維持されていると云える。現役欧州議会議員に関する問題については、欧州共同体設立条約・特権と免責に関する1965年4月8日付属議定書に基づいて、欧州議会に当該議員の免責特権解除を請求するより他は無い。これもまた、容易な事柄ではないであろう、と指摘されている⁽⁸⁷⁾。

従って、議員免責特権と閣僚訴追の関係について沈黙することにより、1993年の政治司法改革は、共和国法院における手続に議会の介入を許す形で、政治階層の利益を保持する結果をもたらしている。共和国法院判事の構成態様のみならず、議員身分保持者の訴追に関する議会の同意の必要性と云う点からも、如何に「脱政治化」「司法化」されたとはいえ、共和国法院が「政治司法」制度であると評されるのは道理である。

4 今後の展望

如上、共和国法院制度の革新的側面と守旧的側面とを素描した。終章では、先ず、共和国法院制度に対して提起されている積極的な異議申し立てを取り上げる。次いで、今日の政治的文脈において、同制度が有する意義と同制度が象徴する事柄について一瞥する。

本稿は、序において、閣僚の責任の原理としては政治責任が飽くまでも本流であり、刑事責任は例外に過ぎないと述べた。しかし、既に見た通り、議事堂において討議を通じて実現さるべき政治責任は、厳しい状況におかれている。閣僚責任を筆頭に、執行権の責任が政治責任の論理に従ってサンクションを受けることの見通しは明るくない。⁽⁸⁸⁾

そうであるからこそ、今日、閣僚責任に向けられる視線において、「本流」と「傍流」は逆転している。閣僚責任という政治の論理から司法と刑事の論理へ。この様な事情を、私はオリヴィエ・ボーに倣って、「責任の刑事化」と呼ぼう。⁽⁸⁹⁾この「刑事化」現象をミクロな視点とすれば、その背後には、更に根本的・原理的なパラダイム転換とも云える、「法治国家」論の前景化という事情が指摘できよう。人権保障機関と化した憲法院に関するプロブレマティクを主戦場として展開しているフランス「法治国家」論は、それが『政治』に対する『法』の優位を強調する⁽⁹⁰⁾議論である限り、果たして共和国法院に関するプロブレマティクとしても当て嵌まる事情があろう。些か図式的ではあるが、「裁判における法律に対する人権保障」⁽⁹¹⁾（憲法院）についても「政治における執行権行使に対する実効的統制」（共和国法院）についても、政治に対して法を優位させる共通の基本的アプローチが指向されている、と描くことが可能である。そして、寧ろ後者に関しては、「『政治』に対する『法』の優位」を一步進めた『政治』から『法』への転換⁽⁹¹⁾をして一つの理念型とする可能性すら存在しているのである。

かかる「法治国家」論を背景とする「司法化」の趨勢が共和国法院に及ぼ

している現実的影響を認識しつつ、かかる消息と展望とに関して、批判的な検討を行い、以て本稿の結びとしたい。

(1) より一層の「司法化」へ？

既に見た通り、革新的な性格を持つ共和国法院は、1993年の発足以来、5回に渡って法廷を組織しており、かつての高等院が政治対立によって告訴すらままならなかった事情と比べると、確かに作動するシステムと評価されているようである⁽⁹²⁾。しかし、共和国法院は、自らの初仕事である汚染血液事件判決で、三被告中二名までを無罪とし、残る一名も刑を免除したことで、「政治裁判と云う妖怪をよみがえらせた」⁽⁹³⁾との激しい非難を浴びることになった。極めて革新的な試みであった共和国法院が、時の経過による陳腐化を俟たずして少なからぬ改革論議を生ぜしめたのは、同判決以来のことである。

申請委員会による告訴の移送率の低さも然ることながら、5回に渡って組織された共和国法院の判決が、何れも無罪、執行猶予つき有罪、有罪・但し刑の免除、の何れかに終わっている。罰金が科された例はあるが、何れにせよ、禁固以上の刑が科された例は無い。実刑判決に極めて慎重な共和国法院の活動実態は、確かに古き政治司法の伝統を想起させるものである⁽⁹⁴⁾。そして、実刑判決が殆ど出されない刑事裁判があるとすれば、それは刑事裁判としては実効性を欠くと評価されても致し方ないであろう⁽⁹⁵⁾。政治責任の衰退と政治司法—高等院の不調とを受けて創設された裁判機関の仕事としては些か期待外れ、この様な評価がなされるのも道理である。

しかし、翻って考えれば、1993年3月のミッテラン大統領による演説に示されていた様に、そもそも共和国法院は「政治司法」機関として構想・構築されているのだから、その判決に何らかの政治的着色がなされていたとしても、怪しむに足りない。従って、制度の歪曲・悪用がなされている、あるいは制度が機能不全を起こしている等の批判は当たらず、共和国法院の仕事に対する批判は制度の根本的性格に対する外在的なものとしてのみ成立する。

かような事情は、果たして現実に確認されているのである。

第一に挙げなければならないのは、共和国法院制度の構想者自身による共和国法院批判である。ジョルジュ・ヴデルは、汚染血液事件共和国法院判決が出た後、政治と司法の「妥協案を出すという過ちを、私は犯した。」と直截に自己批判した⁽⁹⁷⁾。彼は、共和国法院を「司法官との雑種 matine」であるとした上で、「誰からも受け入れられる判決を、共和国法院は出すことが出来ない。疑いの目が常に向けられている。有罪判決が出れば被告人に敵対する多数派が判事席におり、無罪判決が出れば政治家たちの間で示し合せがあるのだ、と云われることになる。」と指摘し、判事席に議員が座っている限り一つまり、共和国法院が政治司法機関に留まる限り一、公正な裁きという概念はそもそも予定されていない、と断言しているのである。そして、そもそも判決に対する破毀申し立ての可能性が開かれている以上、共和国法院は破毀院を頂点とする通常司法の系統に組み入れられているのであり、それにもかかわらず、判事席に議員を座らせる様な制度を構築したのは間違いであったとするのである。政治司法をどれほど司法化しても、それが政治司法に留まる限りでは問題は解決しないと観るヴデルが示す解決策は、単純明快なものである。「解決策は唯一つだけである。閣僚の刑事的 faute は通常の刑事裁判で裁かれるべきだということである。裁判所はその人的管轄について閣僚と一般市民を区別することは最早できない。」共和国法院「改革」論における最もラディカルな構想—共和国法院「廃止」論—が、当の制度構想者によって語られている状況は、追隨する諸論を呼びながら、今日のフランスにおいて政治司法が置かれた位置を象徴的に示していると云えるはずである。

汚染血液事件判決に始まる共和国法院制度の展開は、ヴデル以外にも様々な制度批判と改革提言とを生むことになった。そこでの関心事であるのは、共和国法院の初意の内、現状において達成されていない一側面を充足すること、すなわち、閣僚の刑事責任追及の一般法への近接性をより高めること、

である。ある議論が、公法学者ではなく、刑事法学者から提起されているのも象徴的である。ヴィルフリド・ジャンディディエの構想がそれである。⁽¹⁰⁰⁾彼は、閣僚の職務遂行上の行為のみを対象とし、司法官による予審、同数の破毀院判事とコンセイユ・デタ評定官による法廷を備えた特別の裁判機関が必要だと主張する。彼の所論の核心については、次の様に示すことができよう。第一に、閣僚の職務遂行上の行為に対しては、共和国法院制度の存在と同様に、何か特別の裁判管轄を設定しておくことが必要であるという認識、第二に、共和国法院の実際の機能が閣僚行為を不当に免責する傾向があることから、かかる不都合を一掃するべく法廷の構成の完全な脱政治化を図る必要があるという認識、これである。実際の政治アクターからも積極的な提言がなされており、元司法大臣のロベール・バダンテールによるものが特に代表的である。⁽¹⁰¹⁾彼の所論においては、重罪院をモデルとして、閣僚の職務遂行上の行為、それに加えてスパイ行為やテロ行為といった国家の安全に対する行為についても管轄する特別の裁判機関が必要であると提起されている。彼の所論の核心については、次のように示すことが出来よう。第一と第二の核心については、ジャンディディエと同様であり、閣僚職務の特殊公的な性格の肯定と、同行為の刑事責任追及に関する司法化の要請の重視との間での、後者に比重を置いた模索がなされている。しかして第三の核心として、バダンテールの所論においては、「人的管轄 *ratione personae*」の特殊性の維持に加えて、「事項的管轄 *ratione materiae*」の特殊性の復活が提言されていることが指摘されなければならない。「追加」ではなく「復活」であるのは、そもそもかつてのフランス政治司法は、閣僚への個人的責任追及手段としての人的管轄の特殊性をイギリスのインピーチメントから引き継いでいたのに加えて、イギリスのインピーチメントが「大反逆罪」を事項的管轄として有していたのに倣って、国家の安全に対する罪など、通常の刑事犯罪とは著しく異なる国家・体制の危殆化行為に関しても、特別の事項的管轄として自任していたからである。汚染血液事件においては、同一の事件において下

部機関の公務員と最上部の閣僚とで裁判管轄が異なり、処罰の軽重も著しく異なったことから、事物的管轄に関する改革を主張するバダンテールの主張には時を得た点があると云えよう。

これらの議論は、確かに「特別の裁判機関」の必要性を認めている点で、共和国法院に残存する政治性の問題性を認めながらも、ヴェデルの所論とは一線を画している。特別の裁判管轄を廃滅することで「司法化」を達成しようとする議論と、特別の裁判管轄は維持した上で今以上の「司法化」を達成しようとする議論では、その効果の徹底の度合いは自ずから異なろう。そもそも、後者の議論は、前者の議論が行き過ぎであること、例えば刑事法上の構成要件に該当する行為であっても、職務遂行上為されたものに関しては、特殊の公的性格と公的利益を帯びることにつき格別の配慮が必要であること、とりわけ濫訴阻止の要請は他の要請よりも重大であること、これらの諸問題を認識した上で、自覚的に選び取られているのである。「政治司法の廃滅」と「政治司法の完全な司法化」は、論者の構想の次元では、いちおう別のものとして区別されているのである。

しかし、政治的な人物を裁くにせよ政治的な事柄を裁くにせよ、裁判機関自体が職業裁判官ではなく政治的人物によって構成されている事が、フランス政治司法長らくの典型的特質であったことに注目しなければならない。そうしてみると、現代フランスの言説空間において支配的な傾向については、次のように指摘できる。すなわち、刑事法上の構成要件において把握される限りでは、閣僚を主体として行われる執行権の行使は、静態的国民意思の表明としての制定法—動態的国民意思の表明としての政治的討議空間ではなくして—によって一律のサンクションを受けるべきである、という強力なベクトルである。

（２）転換期における共和国法院制度の意義

立憲政治の展開において、閣僚責任論が個人的・単独の刑事責任論理から、集团的・連帯の政治責任論理へと展開を遂げた事情は、多くの識者によ

って指摘されている⁽¹⁰²⁾。かかる責任論理の展開は、弾劾制度から責任内閣制度への制度的発展と符合している。しかし、責任内閣制度が、議会(下院)多数派とその委員会である内閣との一定の同質性を基本とする以上、第一段階たる弾劾制度の克服として登場したはずの第二段階である責任内閣制度は、サンクション(=制裁)としての責任原理の作動に不向きな特性を、内在させている。現在のフランスにおける閣僚責任論が転換を迎え、それが「責任の刑事化」という呼称を以て形容されていることは既にふれた。かかる動向を如何に性格付けるかについて公法学者が思案するのは、それが閣僚責任制度の第二段階の慢性的且つ深刻な停滞を打破すべき大きな潮流として生まれしてきたからである。かかる「刑事化」動向は、第一、第二の段階を経て発展してきた閣僚責任制度の弁証法的な第三段階にあたるかもしれないとも、唯単に、第一の段階から第二の段階への弁証法的な発展に無自覚な反動であり、過去の弾劾制的発想への退歩に過ぎないかもしれないとも指摘されている⁽¹⁰³⁾のである。

それでは、共和国法院と云う一つの裁判制度の存在は、かかる転換期において、如何なる意義を持ち、如何なる性格を有するのか。本稿は、この点に関する簡単な省察を述べて筆を擱きたい。

先ず第一の見かたとして次のような解釈が可能である。共和国法院の意義とは、政治階層の責任を刑事的な形で構成・把握し、司法的に追及していく機関以外の何物でもない、という見方である。この様な見方は例えば、ミシェル・ドゴフによって提起されている⁽¹⁰⁴⁾。

この解釈においては、まず、閣僚責任制度の現状認識として、その発展の第二段階たる責任内閣制における閣僚責任から、第三段階としての閣僚責任の刑事的把握の段階への移行過程にあるとする。そこでは、閣僚の政治責任と刑事責任の両原理の混淆が見られる様になり、状況は後者の責任原理による閣僚責任の把握が卓越していく方向の下、発展していく。閣僚の職務遂行上の行為からは特権的な性格が徐々に剥ぎ取られて行く。政策形成・実行過

程は、個人あるいは複数の個人による「行為」として把握されるようになっていく。そして、共和国法院は閣僚責任原理の弁証法的第三発展段階たる刑事化に対応したものとして性格付けられ得るのであり、第三段階の刑事的な責任論理のサンクションを提供する制度的担保として、その意義を見出すことが可能となる。共和国法院における「司法性」がいまだ不十分であり、「政治性」の残存が見られることについては、取り敢えず問題ではない。何故なら、あらゆる段階的發展過程は一足飛びに達成される筈はなく、制度における混淆的性格の現在は、發展過程における過渡期の存在を示すものにすぎないからである。制度の首尾不一貫は、将来に向かって必然的に解消されていくべき問題である。共和国法院の意義づけに関するこの第一の見解は、閣僚の責任へのサンクションを「討議—政治」プロセスから「糾問—司法」プロセスに移行させることが可能であり、望ましいとする立場からのものに他ならない。

しかも、閣僚の刑事責任と政治責任とを区別している憲法法文を読み違えている、との批判は必ずしもあたらない。無論、閣僚たる身分にある者が純然たる私生活の中で行った犯罪であれば、通常司法の管轄に属するであろうことは当然のこととして認識されている。如上の見方は、共和国法院に係属する閣僚の責任原理は、純然たる刑事責任ではない—職務遂行上の行為である以上、必然的に政治性を帯びる—という基本的な見地に立っているのであり、そうであるからこそ、議会政の中で問われる責任も、刑事的な形で読み替えて、その追及を共和国法院に担わせることが可能だという主張なのである。

しかし、この様な見方は、拙見では適切と思われぬ。

政治責任が機能し難い状況での刑事責任の論理は、飽くまでも「弥縫策」⁽¹⁰⁵⁾としての役回りを演じているに過ぎない。政治・社会構造が未発展の段階ならば格別、現在において閣僚の職務遂行上の行為を私人の行為と同視することは出来ない。他の閣僚との協働関係、首相や共和国大統領との有形無形の

指揮命令関係の下で、しかも膨大な官僚機構と、専門技術的問題に関する諮問機関とを備えて、将来に関する政策形成を行う閣僚の職務遂行上の行為は、「行為」という刑法上の評価に馴染むものとは言えない⁽¹⁰⁶⁾。してみれば、職務遂行上の行為と云えども刑事法上の構成要件に該当すると思料されるのであれば通常司法の管轄に一元的に服す仕組みが理想である、とする後期ヴェデルの見解は、もとより決して現実味のあるものとは言えない。そして、如何に裁判機関の政治的性格が残存しているにせよ、司法作用を営むものとされている共和国法院の機能に過度の期待をかけることも出来ない。政治責任と刑事責任とは別個の論理であるから、後者を以て前者の代替とすることは出来ないのである。

寧ろ、職務遂行上為されたことに起因する特殊の公的な性格と、公的な利益に対する考慮が働くことにより、しかもかかる考慮が裁判体を構成する政治階層によってなされることにより、蔽い難い責任論理の混乱が露呈することになる。かつて第三共和制下高等院は、閣僚責任を刑事責任として把握するアプローチに限界が訪れたとき、自らが一審かつ終審の裁判機関であることを頼みとして、「主権的権限」の先例に訴えることが出来た。しかし、制定法の完全な拘束を受けることとされている共和国法院は斯様な手段に訴えることが出来ない。共和国法院における実刑判決の不在は、斯様な消息を表象しているものであり、一層の司法化が、却って古き政治司法の姿—政治階層の利益を保護する裁判機関としての政治司法の存在意義—を再演しているというパラドクスが生じている。

また、機能し難い政治責任の追及を議会に委ね、最終的な責任のサンクションを有権者の判断に俟つという方が迂遠であるとしても、閣僚の職務に関する責任のサンクションを政治作用の外に求める方法は、「裁判」という営みの単純明快さゆえに、政治生活における司法作用への依存体質を生ぜしめかねない。かかる事情の危険性は、執行権に対する「直接的統制者」たる議会と「窮極的統制者」たる国民の隔絶と云う問題情況の下、見易い道理で⁽¹⁰⁷⁾

ある。したがって、巨視的に見れば、共和国法院を専ら司法的に性格付け、司法化を更に推進しようという傾向は、政治責任の論理自体の否定、かかる論理によって成り立つ議院内閣制の否定につながるであろう。かかる事情は必然的に代表民主制の変質を招く。微視的に見ても、執行権の統制と統治制度の再均衡化が叫ばれる近年のフランス政治改革の中で、共和国法院の位置づけを筆頭に「司法化」の推進を論じることは、「非議会主義化」に繋がる⁽¹⁰⁸⁾論理として、体制の指向する改革の総路線の中に混乱を齎すであろう。

そうしてみれば、共和国法院と云う制度の意義づけにおいて、1993年政治司法改革を生成させた論理である「脱政治化」と「司法化」という二つのモーメントは、必ずしも最良の導きの糸とはならない。寧ろ、ミッテランの法案趣旨説明が示す様に、1993年の政治司法改革が「政治司法」の維持を自覚的に選び取ったという事実から、共和国法院制度を意義づけるための何がしかの手がかりを掬う必要がある。

共和国法院という制度が政治司法に留まっており、機関の性格としても、裁判作用の実際においても、そこに真正の司法が無いことは既述した通りヴェデルをはじめとする多くの識者によって指摘されている。しかし、この事実を指摘するだけでは、共和国法院を消極的に性格付けているに留まり、かかる性格規定は「一層の司法化を」という不可能な企てへの誘因に繋がる。そこで、共和国法院における政治性の残存という事実から、共和国法院を積極的な形で性格付けることが必要である。

さて、政治司法が自らの作用の対象とするのが、閣僚責任、それも閣僚の刑事責任である。この「閣僚責任」という概念に関して、その基本的な性格規定として刑事的なものが相応しいか政治的なものが相応しいか、という議論は、バンジャマン・コンスタンに始まり、第三共和制下に初めて成立したとされるフランス公法学において、当初より一つの主題であった。本稿はフランス公法学における閣僚責任の原理論を論題とする訳ではない。しかし、これらのディシプリンにおいて、閣僚責任が基本的には如何なる形で把握さ

れていたかを観ることは、今、共和国法院を改めて性格付ける上でも意義ある視角を提供する。

閣僚責任の基本的性格付けに関する第三共和制下公法学の特徴は、政治責任と刑事責任とを厳格に分離しないところにある。そこでは、一方では非法的な、他方では法的な、この氷炭相容れざる関係にあるものと一見しただけでは思われる様な二概念を連結させるメディウムとして、「議会」（—「対議会責任」）が登場している。

このような見方は、先ず、オーリウにおいて端的に表明されている。

オーリウによれば、閣僚責任は、その職務遂行上の行為に関して問題となる政治責任と、民事責任とに分けられ、本質的な区分はこれのみである。閣僚の「刑事責任」とは、閣僚の政治責任の中の一つのサブ・カテゴリーであり、括弧つきの存在を出るものではない。すなわち、閣僚の責任が刑事的な形で問題となっているとしても、そこに所謂「刑事責任」は、真正の刑事責任ではない。これは閣僚の職務遂行上の行為の特殊性から導き出される。「政治—刑事—民事として（閣僚責任を）三分割するのは、事案の主題を示す上では都合がよいが、刑事的なものは政治的なものであるという真実を覆い隠す点で好ましくない」と彼は指摘している。責任対象の本質—性質に着目すると全く同様に、オーリウは責任をサンクションする機関に着目して、政治責任と刑事責任との区別を退けている。ここにおいて両責任概念の連結符としての議会が登場する。イギリスにおいてもフランスにおいても議院内閣制が存在し、両国とも、政治責任についても刑事責任についても、議会が同じくサンクションにあたっている。曰く「信任を撤回するにせよ、法廷に送るにせよ、これらを為すのは同じ議会であり、執行府の政治責任のサンクションにあたっているのである。」⁽¹⁰⁹⁾と。オーリウの所論の通り、職務遂行上の行為が刑事的な論理で再構成されたとしても、そこに否定し難い政治的性格が残存する理は、高度に複雑化する行政国家化現象の中で、今日のフランスにおいても増進こそすれ減退することは無い。また、議会が訴追権を

失ったにせよ、依然として法廷が政治的に構成される共和国法院制度の下では、閣僚の刑事責任における政治性が、サンクションの在り様から遡って証明されることも、同じく妥当する理と云えよう。

さて、オーリウと同様に、閣僚責任における政治責任と刑事責任との本質的区別を否定する今一人の論者として、カレ・ド＝マルベールが居る。彼においても、両責任原理が閣僚の対議会責任によって分かちがたく結び付けられている事情が確認されている。

マルベールは次の様に断言する。「刑事責任が政治責任とは別の原理に服するものと考えるのは誤りである。…議院内閣制においては、政治責任にせよ刑事責任にせよ、政府構成員をして議会において自らの行為に関する弁明をさせることが問題となっているのである。」⁽¹¹¹⁾と。この様な見方に対しては、彼が生きた第三共和制特有の議会優位制が大前提にある議論であり、その射程は極めて限定的なものだという批判が存在する。⁽¹¹²⁾確かに「フランスにおいては…議会と政府は階層的な関係にある。この階層的な関係において、議会は最高機関であり、…両院に裁判機関としての性格を与えずとも、両院の執行府に対する優越性が存在するので、閣僚の刑事責任へのサンクションは正当化可能である。」⁽¹¹³⁾とのマルベールの省察は、司法作用—制定法の具体的事案への適用—を明らかに超越する元老院を正当化する上で、明白に第三共和制下の議会優位制に抛り掛かっているようである。しかし、法実証主義者マルベールは、高等院が司法作用を営むものであるという制定法上の建前を重視しつつ、「高等院たる元老院と云えども、完全に中立な立場で事件に向き合うことは出来ない。自らの政治的色彩が影響を及ぼすこととなる。」⁽¹¹⁴⁾と指摘する。そして、実証主義者らしく、閣僚の刑事責任を上院の管轄に服せしめたのは、正にかかる責任を政治秩序 *ordre politique* の中で処理せんとする制憲者意思の表象である、と主張するのである。⁽¹¹⁵⁾政治司法が現実を果たしている役割の観察と、制憲者意思との間で視線を往復させることは、第三共和制下の閣僚責任論を論じる文脈に留まらず、今日、共和国法院の基本

的な性格付けを行うに際しても重要なアプローチであろう。

共和国法院は当初より司法化の貫徹を目指しておらず、したがって、脱政治化を完全な形で行った制度的試みでもない。共和国法院は、フランス政治司法の今日的形態と云い得、これ以上の司法化が政治司法の死滅を意味しかねない意味では、最終的形態とも云い得る。この様な制度を意義づけるに当たって、フランス公法学の古典的ディシプリンこそ、本質に迫る手掛かりを提示する。

第一に、オーリウが指摘する様に、閣僚の職務遂行上の行為は、それが政策形成行為として表象される限り、「行為」という純粋な刑事法的発想に拠る把握には馴染まないという事実を強調しなければならない。而して共和国法院は「重罪」あるいは「軽罪」を裁判する機関であるから、そこに係属する対象は漏れなく「行為」として把握される。閣僚による厚生行政の方針決定が「救助懈怠」行為として把握され、「毒殺罪」として把握することさえ検討されていた「汚染血液事件」が示している様に、何を以て「行為」、すなわち刑事責任問題と解釈するかは、然して明快な問題ではない。政治責任問題にとどまる限り、飽くまでも権力者として、統制されるべき対象として評価される閣僚であっても、刑事責任問題となれば、飽くまでも防禦権の主体であり、護られるべき人権の主体である。この点に注視するのであれば、共和国法院という制度は、閣僚の人権保障という観点からはポレーミッシュな存在となろう。また、共和国法院を「法治国家」論の問題野に定位することが可能と見る限りでは、裁判における人権の保障を主たる価値とする同論において、一個の逆説を構成する可能性がある」と指摘できよう。

第二に、両論とりわけカレ・ド・マルベールが明快に指摘する様に、政治司法を以て、他の手段を以てする政治責任追及の延長とみる見方が強調に値する。「閣僚の刑事責任」は掛け値なしの「刑事責任」ではなく、そうである以上、同責任原理に対応する制度枠組みは「政治的統制機関」として捉えられるべきである。政治責任と刑事責任との弁別が必ずしも自明のものでな

い以上、共和国法院が司法作用を営むことを憲法が宣言すること自体は、人権享有主体としての閣僚の保護のために意義のあることである。しかし、現実的作用としては、政治的な側面が卓越すると強調することにこそ、寧ろフランスの民主政に裨益するところ大であろう。国民代表である議員判事の卓越する法廷において閣僚の職務遂行上の行為が批判的に顕在化させられる政治司法の営みは、単に社会秩序への危険の除去、あるいは非難に値する行為への応報を超えて、民主政にとって建設的な意味を持つであろう。議院における政治的責任追及とは異なる形で集中的に執行権の統制が実現されるプロセスは、執行権行使における問題点を整理された形で有権者に提示することになり得る。また、カレ・ド・マルベールにおける政治司法の捉え方を共和国法院にも適用することは、我が国におけるフランス法治国家論の先行業績に言葉を借りれば、「現代立憲主義」に期待される『法』と『政治』のあるべき『相互作用』⁽¹¹⁶⁾を構成するものとも見做し得ると考える。法治国家論の主戦場とも云える憲法院の作用について、その憲法判断が、「政治」部門における能動的な立法を通じた憲法価値を実現する可能性が指摘されている⁽¹¹⁷⁾。斯様な「法」と「政治」の相互作用は、ただ憲法院に当て嵌まるのみならず、共和国法院にも期待し得る筈である。フランス「法治国家論」に対しては「議会制民主主義がうまくいかないところで、違憲審査制が機能するはずがない」との厳しい指摘がなされている。裁判的統制が政治的統制に完全に取って代わることは出来ないという基本的な視座の下、共和国法院に関する事情を考える上でも重要な論点であろう。2008年憲法改正以来の院内少数党派・野党の地位強化と並んで、共和国法院による閣僚統制作用もまた、立法府による執行権統制作用の拡充方途の一つとして位置付ける必要がであろう。

共和国法院によってする統治諸制度間での「相互作用」は、現に司法機関である破毀院との間で生まれている⁽¹¹⁸⁾。一方における、謂わば司法的な「相互作用」である。他方、共和国法院による責任追及が立法および執行作用に対して如何なる影響を与えているか、という政治的な「相互作用」の実態に関

して本格的な検討をなすことは他日の課題とせざるを得ない。しかし、閣僚責任が議会制民主主義、すなわち「国民代表が国民の政治を国民の統制の下⁽¹¹⁹⁾に行く」制度から生じる責任原理であり、「望むと否とにかかわらず、普通責任 *responsabilité commune* の射程から外れる」「公的な責任」であること⁽¹²⁰⁾に意を用いれば、かかる特殊公法的な責任原理の存在に対応して、通常司法とは異なる裁判機関の存在が肯定されること、その存在意義は刑事法的な責任原理とは全く異なる形で導き出されること、これらが必定の理である。社会秩序に対する危険の除去や、単純な応報論理に存在意義を求められない以上、共和国法院の存在意義が政治生活全体における相互作用の活性化に俟つ事情自体は、確かなことと指摘できるのである。

- (1) 中村義孝「フランスの裁判制度(1)」『立命館法学』(335号、2011年)3頁。
- (2) この事情に関しては、寧ろ、閣僚の責任についての議論枠組みとして閣僚責任の政治的性質(側面)と刑事的性質(側面)との両視座が通説的に認められてきた、と表現した方がより精確かもしれない。「一応の」という留保を付したのは、閣僚の政治責任と刑事責任と云う二原理の相違を肯定する学説が常に多数を占めていた、ということまでは意味しない、という謂いを含意する。閣僚の政治責任と刑事責任とは別個独立の原理か、という問い自体、軽々に結論できない歴史的な問題であるが、この点に関する素描として、拙稿「憲法学における「政治責任」概念—フィリップ・セギュールの所論を素材として—」『早稲田法学会誌』(64巻1号、2013年)、とりわけ、175~191頁を参照願いたい。19世紀から20世紀初頭にかけてのフランス公法学説の少なからぬ有力説は、責任の二側面の分離については概ね認めていると云えるであろうが、二原理の別個独立性の是認にまでは至っていない、と云い得る。
- (3) この *Cour de justice de la République* に関しては、「共和国司法院」と訳出されている例を見る。例えば、中村義孝・前掲論文。しかし、*Cour de justice de la République* は、司法系統に属する裁判機関ではないから、本稿では「共和国法院」と訳出することとした。この点に関して、滝沢正「翻訳の手法—フランス法律文献の場合—」『上智法学論集』(第54巻3・4号、2011年)25頁。
- (4) Adhémar Esmein, *Éléments de droit constitutionnel française et comparé* 3°

éd, 1903, p99

- (5) 責任と云う概念は第五共和制フランス憲法学において長らく「無視」され、近年になって「刑事責任」という形態をとって注目されている。この事情について、オリヴィエ・ポーは、責任概念を第五共和制フランス憲法学における「特殊なプリズム」と表現する。オリヴィエ・ポー（村田尚紀訳）「第五共和制における執行権者の責任—憲法の運用および学説からの検討—」『立命館法学』（291号、2003年）443頁。
- (6) 「一年の存立もおぼつかない状況では、…政治はその場しのぎのもの」となり、「長期的な展望に立つ一貫性をもった政策の展開を内閣に期待することはできなかった」のである。今関源成「第五共和制の基本的枠組み」奥島孝康・中村絃一編『フランスの政治』（早稲田大学出版部、1993年）37頁。
- (7) 無論第五共和制に先行する体制である第四共和制が、執行権の強化と政府の安定性実現と云う問題に無自覚で在った筈はない。Nguyen Quoc Dinh, La loi constitutionnelle du 2 novembre 1945 portant organisation provisoire des pouvoirs publics, *RDP*, 1946, pp.81-82. しかし、組閣時の、国民議会における特別多数での信任に、国民議会に禁反言の自己抑制を生み出す効果を期待したのが第四共和制における執行権強化の限界だったのであり、第五共和制では最早議会ではなく、直接人民から正統性を調達する統治システムが指向されたのである。George Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, réédition présentée par Guy Carcassonne et Olivier Duhamel, Dalloz, 2002, pp.435-436.
- (8) 例えば、ドゴールの政治運営の経済的な業績として、インフレ抑制と外貨準備の充足が挙げられる。「ドゴール政権下のフランス経済とその課題」『日本銀行調査月報』（19巻10号、日本銀行調査統計局、1968年）4～6頁。
- (9) 元老院制度改革と地域圏の創設に関する1969年4月27日のレファレンダムに敗れたドゴールが選択したのは、自発的に職を辞することであった。
- (10) 日本語の「責任」に対応する欧語の概念分化については、吉田栄司『憲法学的責任追及制論Ⅰ』（関西大学出版部、2010年）8頁を参照。同書で、吉田は、行政学上の「四段階責任論」を憲法学にも導入することを提唱し、国務大臣は自らの行政権の行使について、その身分から「任務責任 obligation」を負っており、その行使の態様は正に公的な期待に沿うよう「応答責任 responsibility」を負っている。そして、その行使の態様が十分に公的な期待に答えていない場合には、その理由について追及され「説明責任 accountability」が問題となる。説明不十分の場合に

は、何らかの制裁を受ける「被裁責任 liability」が作動する。この様な四つのグレードが、飽くまでも段階的に作動することが政治責任の生理とされる。

- (11) 吉田の提唱する四段階責任論との対応で言えば、説明責任 accountability が理想的な形では果たされていないと云えよう。これは端的に云って当時におけるフランスの放送独占の問題からその様に云えるのであり、ドゴールの政治運営が随意に視聴覚メディアを利用していたことは、例えば J.P. サルトル「現代とフランス左翼」『世界』(第243号、1966年、岩波書店) 84頁における述懐からも、半ば常識的事柄に属していた様である。放送独占の体制の下で、政府の利害が視聴覚メディアに色濃く反映されるのは国営放送の番組編成に係る人事体制からも確認される。この点につき、波多江悟史「フランス放送法における公役務概念について」『早稲田法学会誌』(第66巻1号、2015年) 347頁。
- (12) Michel Lascombe, *la V^e République se meurt, la V^e République est morte*, in *Constitutions et Pouvoirs, Mélanges en l'honneur de J. Gicquel*, Montchrestien, 2008, pp.94-95.
- (13) アレクザンダー・ワース(内山敏訳)『ドゴール』(紀伊国屋書店、1968年) 242頁。
- (14) Bastien François, *Le régime politique de la V^e République*, 4^e éd, 2008, pp.94-95.
- (15) ドゴール期はもとより、それ以前、それ以後も Haute Trahison は永らくフランス憲政史の中で使われてきた概念であったが、2007年の憲法改正によって遂にその終焉を迎えた。現在は同概念に替わって、「職務権限への明らかな違背 *manquement à ses devoirs manifestement incompatible avec l'exercice de son mandat*」(第68条第1項) という概念が用いられている。
- (16) 国家反逆罪はフランス憲政史に常在する概念であるが、その法的定義は殆ど常に不在であった。例外的なものとして1848年11月4日憲法が「共和国大統領が国民議會を解散したとき、あるいは国民議會を休会させたとき、あるいは国民議會による権限行使に対して何であれ妨害を加える措置を採ったとき、国家反逆罪に当たる。」(第68条) と規定している。学説では、例えばデュヴェルジェが、国家元首によって故意になされた憲法秩序への攻撃、あるいはその職務上の義務への明白かつ重大な違背、もしくは国家の重大な利益の毀損、といった議論を展開している。Maurice Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, tome II, 14^{éd.}, PUF, 1976, p.357. 「憲法秩序への攻撃」と「職務上の義務への重大な違背」

をその要件とするデュヴェルジェの見解は、フランス公法学において広く受け入れられている様である。Pierre Pactet et Ferdinand Melin-Souscramanien, *Droit constitutionnel*, 25éd., Sirey, 2006, p.416. Pierre Auvret, *La responsabilité du Chef de L'Etat sous la V^e République*, *RDP*, 1988. p.86. より具体的には、クーデタ完遂を目的として、憲法第16条所定の非常権限を共和国大統領が行使した場合に国家反逆罪が問題となるとする見解がある。Francis Hamon et Michel Troper, *Droit constitutionnel*, 31éd. LGDJ-Lextenso, 2009, pp.622-623.

- (17) 従って、古典的な国家元首無答責原理のコロラリーとして考えられるところの、責任の転移装置としての副署制度像は、1958年憲法においては最早当て嵌まらない。名実ともに最高権力者である国家元首の下、彼に抵抗するのに辞職をちらつかせること以外に方法を知らない首相・閣僚からなる内閣は「大統領の政策」を実施するのであり、副署は単なる形式に留まる。多数派情勢とも相俟って、副署者は、「元首の行為について議会への責任を負っているのではなく、飽くまでも大統領に対して責任を負っているのである。」Georges Berlia, *La conférence de presse du Président de la République du 31 janvier 1964*, *RDP*, 1964, p.128.
- (18) レファレンダムの衰退は、先ず第一に、その量的側面において明確に示されている。1960年代、すなわちドゴール期には計4回のレファレンダムが行われたが、その後は1970年代、80年代、90年代、2000年代に各1回ずつと、かなり散発的となった。そして第二に、レファレンダムはその質的側面においても変質が際立っている。ドゴール退陣の直接的契機がレファレンダムによる敗北であったのに対して、1992年、マーストリヒト条約批准についてのレファレンダムに関して、レファレンダムにおける敗北と自らの辞任とは別の問題であるとブレ・コミットメントを行っている。
- (19) ドゴールによる正統ゴーリスムの政治運用を継承しなかった後継者たちに対して、責任と政治権力の民主主義的均衡の「破壊者」という全称判断を以て痛烈に批判するのが、オリヴィエ・ポーである。オリヴィエ・ポー（村田尚紀訳）、前掲論文447頁。
- (20) 多数決二回投票制の採用とドゴールによる直接民主政的統治手法の何れもが欠けても、例えば前者のみが採用される状況では、政府の安定を実現することは出来なかったであろう。この点につき、Francis Hamon et Michel Troper, *supra note* 16, p.541. そもそも第五共和制に至るまでのフランスでは、その政治・社会的風土が四分五裂した世論分布によって形成されており、政府の安定性などそもそも望

むべくもない(「底辺において見出されないものがどうして頂点において見出されると云うのか?」)とされていた事実を認識しなくてはならない。Paul Bastid, *Le régime Assemblée*, Edition Cujas, 1956, p.357.

- (21) 尤も、1980年代以降は新たに政治的多極化の傾向が指摘されて久しい。Pierre Martin, *Les systèmes électoraux et les modes de scrutin*, 3^e éd., Montchrestien, 2006, pp.142-143.
- (22) 第五共和制における内閣の対議会責任の実質性は既に消滅しているという見方が Pierre Pactet, *L'évolution contemporaine de la responsabilité gouvernementale dans les démocraties pluralistes*, in *Le Pouvoirs. Mélanges offerts à G.Burdeau*, LGDJ, 1977, p.202. で示されている。また、内閣が下院多数派からなる委員会である以上、内閣の対議会責任が完全に機能する議院内閣制国家などは何処にも存在しないと強調しつつも、議会多数派の声に内閣が無視を決め込む訳にもいかないことから、内閣の対議会責任は、内閣にとっての「ダモクレスの剣」であると指摘する論者も存在する。Michel Lascombe, *supra note 12*, pp.299-300.
- (23) これらの点に関する重要な研究として、Jean-Claude Colliard, Article 49, 50 et 51, in F. Luchaire et G.Conac (dir.), *La Constitution de la République française*, 2^eéd., Economica, 1987, pp.955-966.
- (24) 何れも1958年憲法第49条2項に規定されている。
- (25) Cons.const. Décis.n° 59-2 DC du 17 juin 1959, Règlement de l'Assemblée nationale, Rec. Cons. Const. 58, *JORF* 3 juillet. 1959, p.6642. ; Cons.const. Décis. n° 59-3 DC du 24 juin 1959, Règlement du Sénat, Rec. Cons.const. 61, *JORF* 3 juillet. 1959, p.6643. なお、2008年憲法改正によって、政府への問責あるいは圧力行使の手段としての決議の利用は、憲法第34条の1の第2項によって明文で禁止されることとなった。
- (26) Jean Gicquel et Jean-Eric Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques* 23^e éd., Montchrestien-Lextenso, 2009, p.693.
- (27) Pierre Avril, Pouvoir et responsabilité, in *Le Pouvoir. Mélanges offerts à G. Burdeau*, LGDJ, 1977, p.10.
- (28) Philippe Ségur, *La responsabilité politique*, PUF, 1998, p.45. 尤も、条文の解釈に関する優れてアカデミックな関心からは、様々な異論が出されているところであり、例えば、第49条第3、第4項は明らかに政府の faculté を定めているのに対し、第1項は devoir と解釈出来るとする意見も有力である。Pierre Avril, Une

- convention *contra legem* : la disparition du “programme” de l'article 49 de la Constitution, in *Mélanges en l'honneur de J.Gicquel, Constitutions et pouvoirs*, Montchrestien, 2008, n° 97, pp.9-16.
- (29) 著名なバイユー演説におけるドゴールの権力構想である。Discours de Bayeux du général de Gaulle du 16 juin 1946, in Comité national chargé de la publication des travaux préparatoires des institutions de la V^e République, *Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la Constitution du 4 octobre 1958*, vol I, La Documentation française, 1987, p.6.
- (30) *Ibid*, vol II, 1988, p.319.
- (31) 例えば、マルヴィエ事件高等院判決において、超法規的裁判を行う「主権的権限 pouvoir souverain」を正当化した第三共和制下高等院は、「元老院が高等院として集会する場合は、元老院は司法作用のみを行使する」（公権力の諸関係に関する1875年7月16日の憲法法的法律第4条）とされていた。
- (32) *Le Monde*, 24 avr. 1980.
- (33) 議会の討議における政治責任の問題化が主として現在する政策問題に関して争われるのに対して、この事件が示すように、政治司法における責任の問題化は、政治的色彩を帯びた過去の事柄を問題化する性質を有する。
- (34) 国民議会規則第160条所定の特別委員会 *commission spéciale* である。国民議会規則第160条「理事部によって受理が宣言され、元老院議長に送付された決議案は、特に同議案の審理のために指名された、15名より構成される特別委員会に送付される。委員の指名は、院の議席分布に沿うべく *en s'efforçant de reproduire la configuration politique de l'Assemblée* 行われる。候補者のリストに関して会派の長の間で合意が形成されない場合、第25条所定の手続によって会派の員数に比例した形で指名が行われる。高等院に所属する議員は、同委員会の構成員として指名され得ない。」
- (35) Ass. Nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 17 avr. 1980, p.487.
- (36) Ass. Nat., *JORF*, doc. parl., n° 2250, 2^e session ordinaire 1980-1981, 2 avr. 1981, 755p.
- (37) Maurice Kamto, La responsabilité pénale des ministres sous la V^e République, *RDP*. 1991. p.1293.
- (38) 同事件に関しては, *Id.*, pp.1284-85.
- (39) Ass. Nat., *JORF*, déb. parl., 1^{re} séance du 27 mai. 1987, p.1735.

- (40) Ass. Nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 3 juin. 1987, p.1892.
- (41) Ass. Nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 7 oct. 1987, p.4022.
- (42) Ass. Nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 7 oct. 1987, pp.4022-4029.
- (43) Sénat, *JORF*, déb. parl., comptes rendus, 11 déc. 1987, séance du 10 déc. 1987, pp.5238-5256.
- (44) Loi du 11 janv. 1990 relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification des activités politiques, *JORF*, 13 janv. 1990, p.573. 同法に関しては、André Roux, note ss. Décis. n°89-271 du 11 janv. 1990 (Loi relative à la limitation des dépenses électorales et à la clarification des activités politiques), *RFDC* 1990. pp.332-338.
- (45) Crim. 28 mai 1986, J.Ralite c. Assoc. professionnelle des magistrats, *Bull. Crim.* n° 180, p.462.
- (46) Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 1^{re} séance du 29 juin 1983, p.3379.
- (47) Ass. nat., *JORF*, déb. parl., séance du 7 juill 1983, p.3624.
- (48) Bertrand Mathieu, La Haute Cour de justice et la responsabilité pénale des ministres ou comment server d'un sabre de bois. A propos de l'arrêt du 4 avril 1990 de la commission d'instruction de la Haute Cour de justice, *RFDC* 1990, p.739.
- (49) 同事件に関しては、Olivier Beaud, La reconnaissance de la compétence concurrente pour juger pénalement des ministres (à propos de deux arrêts faussement connus de la Cour de cassation), *D.* 1998. Chron. pp.177-182.
- (50) 17^e Ch. du tribunal de la Seine, 18 avr. 1962, *Gaz. Pal.*, 1962. II. Jur. pp.84-85.
- (51) 11^e T. corr. Paris, 20 juin. 1962, *Gaz. Pal.*, 1962. II. Jur. pp.85-87.
- (52) Crim. 14 mars. 1963, *Bull. crim.* n° 122, pp.243-245.
- (53) この傾向は、1995年6月26日の破毀院刑事部判決 *Crim.* 26 juin 1995, *Bull. crim.* n°235, pp.646-663が出されるまで永らく継続することとなる。1995年6月26日破毀院刑事部判決は、閣僚責任に関する破毀院の判例を刷新したものであり、閣僚責任の刑事化動向の中に位置づけるとき、共和国法院と並んできわめて興味深い制度的問題であるが、その詳細な検討は他日を期すこととしたい。
- (54) 新たな憲法第93条2項が「1993年7月27日の憲法的法律第93-952号として起草された第10章の諸規定は、同規定の施行以前の行為に対しても適用される」と規定したのは、明らかに、汚染血液事件関係閣僚として高等院に起訴されていたロラン・ファビウス元首相をはじめとする三名の今再びの審理を狙ってのことであ

- ろう。勝山教子「フランソワ・ミッテランの改憲構想と1993年7月27日憲法改正（二・完）」『同志社法学』（45巻4号、1993年）39頁。
- (55) 特に詳細なものとして、高橋泉「閣僚の政治責任（一）—刑事責任との交錯をめぐる議論から—」『上智法学論集』（45巻1号、2001年）41～71頁、「同（二）」『上智法学論集』（45巻2号、2001年）81～121頁。
- (56) Bertrand Mathieu, Thierry Serge Renoux, André Roux, *La Cour de justice de la République, Que sais-je?*, PUF, 1995, p.58.
- (57) なお、1993年憲法改正については、邦語による詳細な検討として、勝山教子「フランソワ・ミッテランの改憲構想と一九九三年七月二七日憲法改正（一）—ミッテランの憲法改正提案とヴェデル委員会報告—」『同志社法学』（第45巻3号、1993年）62～117頁、同「（二）」『同志社法学』（第45巻4号）1～44頁があり、本稿もこれに多く依拠するものである。
- (58) <http://www.senat.fr/evenement/revision/pjlc93.html>
- (59) Discour par M. André Fanton, rapporteur de la commission des lois de l'Assemblée nationale, Ass.nat., *JORF*, déb. parl., 3^e séance du 23 juin 1993, p.2137.
- (60) Christien Bigaut et Bernard Chantebout, De l'irresponsabilité prétendue des ministres sous la V^e République, *Pouvoirs*, 2000, n° 92, p.86.
- (61) Rapp. remis au Président de la République le 15 févr. 1993 par le Comité consultative pour la révision de la Constitution, *JORF*, 16 févr. 1993, p.2543.
- (62) Bertrand Mathieu, Thierry Serge Renoux et André Roux, *supra note* 56, p.72.
- (63) *Le Monde* 8 juill.1993.
- (64) Cons. Const. Décis. N° 93-327 DC du 19 nov. 1993, L. org. sur la CJR, *JORF*, 22 nov. 1993, p.16141.
- (65) Jean-Pierre Scarano, *Institutions juridictionnelles*, 10^e éd, Ellipses, p.117.
- (66) Bertrand Mathieu, Commentaire sur la loi organique n°93-1252 du 23 novembre 1993 sur la Cour de justice de la République, *ALD* 31 mars 1994 n° 6, p.70.
- (67) Bertrand Mathieu, Thierry Serge Renoux et André Roux, *supra note* 56, p.75.
- (68) この点について、拙著「第三共和制下高等院と「主権的権限」—フランスにおける責任追及の特殊政治的形態の観察と検討—」『早稲田法学会誌』（第65巻1号、2014年）480-482頁を参照されたい。また、閣僚責任論の一環として「高等法院」に対するまとまった検討を行うものとして、橋爪英輔「フランス憲法における閣僚裁判権：高等法院制度の展開と特徴」『法学政治学論究：法律・政治・社会』（107

- 号、2015年) 101-136頁。また、Pierre Desmottes, *De la responsabilité pénale des ministres en régime parlementaire français*, thèse, LGDJ, 1968, pp.149-157.
- (69) 高等院による政治司法が、制定法規範からの超越性を享受することは、学壇の通説によっても支持を得た。例えば、Joseph-Barthélemy et Duez, *Traité de droit constitutionnel*, Editions Panthéon-Assas, LGDJ, 2004, p.881. 尤も、高等院の「主権的権限」を、単なる僭称と見る、厳しい批判も存在した。Léon Duguit, *L'arrêt du Sénat dans l'affaire Malvy*, *Rev. pol. Parl.* 10 août 1919, pp.137-144.
- (70) 制定法規範からの超越性の如き権能は完全に否定されるに至った。新たな第68条の1第3項「共和国法院は、法律の規定する重罪および軽罪の定義、ならびに刑罰の決定によって拘束を受ける。」
- (71) アンドレ・ファントン国民議会議員による発言。Ass. nat., Rapp.n° 356, fait au nom de la commission des lois, sur le projet de loi constitutionnelle, adopté par Sénat, portant sur la révision de la Constitution de 1958 et modifiant ses Titres VIII, IX et X, présenté par M.A.Fanton, le 17 juin 1993. また、以下も参照、Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 3^e séance du 23 juin 1993, p.2147.
- (72) フィリップ・ボヌカレル Philippe Bonnacarrère 国民議会議員による発言。Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3973.
- (73) ピエール・マゾー Pierre Mazeaud 国民議会議員による発言。Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3973.
- (74) Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3975.
- (75) 手続の司法化に好意的な意見を主張するクリスティアン・デュピュイ Christian Dupuy 国民議会議員による発言。Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3971.
- (76) Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3975.
- (77) この点は立法過程において明らかに意識されている。Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3972.
- (78) 同様に、学壇においてもこの問題は指摘されていた。Bertrand Mathieu, *La responsabilité pénale des ministres ou l'urgence' réforme d'une institution fantôme*, *RFDC*, 1993, p.312.
- (79) ジャン＝ピエール・フィリベール Jean-Pierre Philibert 国民議会議員の発言。Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3972.
- (80) Georges Vedel, *La poursuite des infractions commises par les ministres en*

- droit français, E.Delpérée et M.Verdussen (dir.), *La responsabilité pénale des ministres fédéraux, commentaires et régionaux*, Bruylant, 1997, p.37.
- (81) Ass. nat., *JORF*, déb. parl., 2^e séance du 6 oct. 1993, p.3944.
- (82) Cons. Const. Décis. N° 93-327 DC du 19 nov. 1993, L. org. sur CJR, préc., p.472.
- (83) Bertrand Mathieu, Thierry Serge Renoux et André Roux, *supra note* 56, p.95.
- (84) Jean-François Burgelin, De la constitution de partie civile devant la Cour de Justice de la République, interview réalisée par Pierre Rancé, *D.* 2000. IV. p.22.
- (85) Bertrand Mathieu, *supra note* 66, p.70.
- (86) 因みに、1993年以前の高等院制度においては、議員任期中の閣僚に対する訴追の開始は、自動的な議員免責特権解除を生じていた。Bertrand Mathieu, *La responsabilité pénale des ministres devant la Cour de justice de la République*, *RFDC*, 1993, p.603.
- (87) Dominique Turpin, *Droit constitutionnel*, 2^e éd., PUF, 2007, p.688. note6
- (88) Pierre Pactet, *supra note* 22, p.202., Michel Lascombe, *supra note* 12, pp.299-300.
- (89) Olivier Beaud, Le traitement constitutionnel de l'affaire du sang contaminé : Réflexions critiques sur la criminalisation de la responsabilité des ministres et sur la criminalisation du droit constitutionnel, *RDP*, 1997 n° 4, p.997.
- (90) フランス読書会（中村義孝編）「フランスにおける『法治国家』論と憲法院—ルイ・ファヴォールとドミニク・ルソーの所論をめぐって—」『立命館法学』（第246号、1996年）139頁。
- (91) 同上、152頁。
- (92) Nathalie Havas, *La responsabilité ministérielle en France, contribution à une approche historique des responsabilités politiques et pénales des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, Dalloz, 2011, p.737. 同テーマは、フランス閣僚責任制論についての特にまとまった研究であり、本稿も多くの示唆を受けた。
- (93) オリヴィエ・ポー（村田尚紀訳）前掲論文452頁。
- (94) 1993年に制度が創設されてから、2012年に至るまでに、申請委員会への提訴は1115件に昇っているが、移送された案件は33件であり、不起訴処分の率は97%に近いものである。共和国法院の活動実態については、国民議会予算委員会における、マルク・ル・フェウル Marc Le fur 議員による報告が詳しい。同報告書はオ

- ン・ラインで閲覧することが可能である。*Rapport sur le projet de loi de finances pour 2015, Annexe n° 36 : mission 《Pouvoirs publics》*, 9 octobre 2014.,
<http://www.assemblee-nationale.fr//14/budget/plf2015/b2260-tIII-a36.asp>
- (95) 名高いマルヴィ事件高等院判決の如き、政敵に対する容赦ない断罪として政治司法が機能した例は、フランス政治司法史の中では寧ろ例外であること、政治司法という制度の基本的な性格は、自らの同輩からなる法廷に管轄させることによって、政治階層に属する被告人に寛大な判決を与えることにあること、これらの一般的省察が、英仏両国の政治司法の史的展開を具に観察したテーズによって与えられている。Pierre Desmottes, *supra note* 68, p.85.
- (96) 刑事責任という原理の本質は、制裁を与える作用 une fonction répressive にあり、その目的は社会秩序の維持に在る。それ故、刑事責任の地平において、責任主体は刑罰 peine を課されなくてはならない。かような原理の本質と目的、効果においてこそ、刑事責任と政治責任は、学理上 théoriquement 区分し得るのである。Pierre Avril, Trois remarques à propos des réquisitions du ministère public dans l'affaire du sang contaminé, *RDP*. 1999, dossier spécial: 《sang contaminé》 p.397
- (97) Olivier Duhamel et Georges Vedel, *Le pénal et politique*, *Le Monde* 3 mars 1999.
- (98) *Loc cit.*
- (99) *Loc cit.*
- (100) Wilfrid Jeandidier, Les juridictions pénales d'exception dans la France contemporaine, *JCP G* 1985, I. p.3173.
- (101) Robert Badinter, Rapport introductive, Didier Maus et Bertrand Mathieu (dir.), *La Cour de justice de la République, et après?*, La documentation française, 2000, p.14.
- (102) 例えば Adhèmar Esmein, *supra note* 4, p.108.
- (103) Jean-Michel Blanquer, Un enjeu central : la responsabilité des ministres. Ou comment éviter les pièges de l'illusoire VI^e République? *RDP*, 2002. n° 1/2, p.246.
- (104) Michel Degoffe, La responsabilité du ministre, Olivier Beaud et Jean-Michel Blanquer (dir.), *La responsabilité des gouvernants*, Descartes& Cie, 1999, pp. 246-265.
- (105) Olivier Beaud, *Le sang contaminé : Essai critique sur la criminalisation de la responsabilité des gouvernants*, PUF, 1999, p.101.

- (106) 高橋泉・前掲論文（二・完）83頁。
- (107) 西尾勝「行政責任」『行政学の基礎概念』（東京大学出版会、1990年）354頁。
- (108) Olivier Beaud et Jean-Michel Blanquer (dir.), *La responsabilité des gouvernants*, Introduction, p.10.
- (109) Maurice Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2^e éd., Librairie du recueil Sirey, 1929, p.414.
- (110) *Ibid*, p.415.
- (111) Raymond Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat, spécialement d'après les données fournies par le droit constitutionnel français*, préf. E.Maulin, rééd., Dalloz, 2004, t.I, p.793.
- (112) Jean Pierre Effa, *La responsabilité pénale des ministres sous la V^e République*, Thèse dactyl. Bordeaux IV , 2005, p.95.
- (113) Raymond Carré de Malberg, *supra note* 111, p.794.
- (114) *Ibid*, p.791.
- (115) *Loc cit.*
- (116) フランス読書会・前掲論文152頁。
- (117) 同上。
- (118) すなわち、上掲脚注53において指摘するところの1995年6月26日の破毀院刑事部判決Crim.26 juin 1995, *Bull.crim.n°* 235, pp.646-663. による、ブリニェール事件判決の判例修正である。かかる「相互作用」を指摘するものとして、参照、Nathalie Havas, *supra note* 92, pp.700-704.
- (119) Patrick Auvret, *La revanche du régime parlementaire, RDP*, n° 5, 1997, p.1234.
- (120) Olivier Beaud, *La responsabilité politique face à la concurrence d'autres formes de responsabilité des gouvernants, Pouvoirs*, n° 92, 2000, p.26.

